

平成30年第2回上三川町議会定例会会議録

平成30年3月6日（火）

5 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番	篠塚 啓一	第2番	宇津木宣雄
第3番	海老原友子	第4番	神藤 昭彦
第5番	小川 公威	第6番	志鳥 勝則
第7番	高橋 正昭	第8番	稲川 洋
第9番	勝山 修輔	第10番	津野田重一
第11番	生出 慶一	第12番	稲見 敏夫
第13番	松本 清	第14番	稲葉 弘
第15番	石崎 幸寛	第16番	田村 稔

3. 欠席議員

なし

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 石戸 実 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	小島 賢一	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は16人です。

日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長【田村 稔君】 日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、9番・勝山修輔君の発言を許します。9番、勝山修輔君。

(9番 勝山修輔君 登壇)

○9番【勝山修輔君】 質問事項について、1つ、定住促進住宅取得支援事業についてお伺いしたいと思います。

平成30年度から実施予定の「定住促進住宅取得事業案」(仮称)制度について、趣旨と目的は何かについてお伺いしたいと思います。

2つ、支援事業制度の対象地域を選定した根拠は何か。

3番、支援事業制度の開始時期を平成30年度とした根拠と理由は何か。

支援事業の制度を5年後に見直すことにした理由は何か。

支援事業制度に市街化区域のうち旧市街地が含まれていない理由は何かについて、お伺いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成30年度から実施予定の定住促進住宅取得支援事業制度の趣旨、目的は、「子育て世代に対し、住宅取得のための支援制度を整備し、定住を後押しすることにより、将来見込まれる人口減少を抑制していくこと、また、人口を確保することにより安定した税収を確保すること」としております。

次に、ご質問の2点目と5点目については関連がございますので、一括答弁をさせていただきます。

対象地域の選定につきましては、新規に建築、購入される場合には、対象地域を指定する予定としております。理由といたしましては、上三川町都市計画マスタープランにおける土地利用、住環境整備についての基本方針、市街化区域内の計画的な市街化によるコンパクトシティ形成を推進することや、これまでに町が主体となって土地区画整理事業等を行ってきた地域への定住促進を図るため地域指定を行

うこととしました。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

この制度の開始時期を平成30年度とした理由としましては、全国的に人口減少が進む中、各自治体でさまざまな工夫を凝らした定住促進事業が進められております。本町でも調査・研究を進めてまいりまして、このたび内容がまとまりましたので、平成30年以降に建築、購入した方を対象としたものでございます。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。

制度の見直しを5年とした理由でございますが、社会情勢の変化に合わせ制度を見直していくことを目的として設定いたしました。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 1点目に、目的の文言は大賛成であります。それ以外は大反対です。その理由としましては、今までその市街化の根本の原資はですね、原資は都市計画税で払ってきたものであります。その原資を払ってきた人に何の見返りもない、このような施策は愚の骨頂だというふうに思っております。

2つ目に、しらさぎ一丁目、二丁目、三丁目、天神町を対象にした根拠は何かと言えば、旧市街地の上町、大町、中町、峰町、愛宕町、富士山の町名を入れずして、しらさぎと天神町にした理由を、再度お聞きいたします。町長に聞いてるんだよ。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 当時、区画整理をした後に町名をそのように設定させたものと思われまして。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 都市計画税というのは、目的税ですよ。その税を使って区画整理をしたところに、また補助金を出す。じゃあ、それを捻出した町名の人たち、その人たちは何の恩恵があるんでしょうか、再度お尋ねします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 今回、しらさぎ地区、また石橋駅東地区とさせていただいたところは、上三川町が事業主体となって、そして国の多額の補助金をいただいて整備したところでございます。また、そういうところに、まだ住宅地として利用できる場所があるものですから、そこを指定させていただきました。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 それじゃあ、ちょっと再度お尋ねしますが、見直す前にですね、天神町の現状を町長は把握しておりますか。現在、石橋駅周辺の土地は有料駐車場として利用されています。15人の地主の方で687.02平米、坪数に直すと208.20幾つ坪があります。そこに駐車場として677台の駐車をしております。駅近くですと1日500円です。中間ですと300円です。遠方だと200円です。これを平均300円で計算してですね、机上の計算で、毎日いっぱいだということはないだろうと思いますが、1カ月平均で500万円の収入を得ます。年間で言うると約6,000万円の

収入を得る土地に、土地を分譲しなさいということがまかり通りますか。もし、そのようなことを把握をしないで、都市計画課、企画課、建設課3名で町長にこの答申をしたそうですが、普通ならば、このところに固定資産税を上げるばっても家を建てる人がいますか。家は何坪で売れますか。何坪で、駅前ですよ。こんだけの収入がある土地を、なぜ駐車場じゃなくて住宅地するのか、しないのか、計算できますか、お答えください。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 しらさぎ地区と石橋駅東地区につきましては、先ほど申し上げましたように、町が事業主体となって国の補助金を導入して住宅地として開発をしたものであります。もちろん、その補助金の目的、補助金を申請するに当たってもですね、優良な住宅地をつくるという目的で整備をさせていただいたものですから、今回の定住促進住宅取得支援事業も、そういった目的に合わせて、都市計画マスタープランとの整合を取って、この地区を指定したものでございます。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 マスタープランはよくわかりますよ。しかしね、現実離れしたことを、宅地にしなさいということを言うのが先か、都市計画税の目的税を31年間払って、年間2億円近い税金を払ってきた人たちが何の恩恵もないことを、建てなさいと言うほうがおかしいんじゃないんでしょうか、その辺はどう思いますか。原資があつて区画整理ができたんです。わかりますよね。原資というのは、もとのお金があつたから、そこに借金や、いろいろなものをして整備したんでしょう。その原資がなかったら都市計画の整備ができましたか、どうなんです？ 町長だよ。

○議長【田村 稔君】 副町長。

(「町長ですよ」の声あり)

○副町長【隅内久雄君】 それでは、私のほうからお答えいたします。

区画整理事業につきましては、先ほど町長が申しましたように、国県補助金、その他、土地を持っている方の公共減歩等によって今のような形ができたわけでございます。いずれにしても、区画整理は住宅地の造成でございますので、住宅地を建てるのが第一の目的でございます。そういった関係で、地主さんたちも応分の負担をしているということで区画整理を実施したものですから、その土地を第一に定めて、この補助金を出すというような計画にしたものでございます。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ですから、宅地にならないところを宅地にしなさいというよりも、固定資産税は上がるばっても下げるところではないでしょう。あなたが今、言うように、原資はあつたんですよ、そこへ借財を足して区画整理をしたんです。払っている原資の人たちは何か利点があるんですか。それなら全ての人にこの法案をすべきじゃないんでしょうか。払ってる人は何もしない、親の代より細い道路に住み、固定資産税をここは払いなさいよと言われてずっと払っているわけです、都市計画税を。その人たちは、道路を広げてくれたらうちが建つところもあります。救急車の通れないところもあります。そういうところにはうちが建てられないんです。それで、あなた方が区画整理をした広いところが駐車場に半分、全部とは言いませんが、なっているんです。その固定資産税がこんだけ上がるのに土地を売りますか。それなら何で町内全部にこの条例をして、雇用促進だ、うちだつてつくれるようにしない

んですか。それがおかしいでしょう、という話をしているんです。その辺のところをもう一度、町長、お話ししてください。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 繰り返しになりますが、先ほど申し上げましたように、過去の区画整理事業で、町としては、そこに定住を促進するという目的でそこを整備したものでございますから、当然、そこに町の都市計画マスタープランでも、そこに住居を構えていただくというふうな施策をするのは当然かと考えております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何度も言うように、こんだけの収入がある人が土地を売りますかという話なんです。それなら、ここの全ての土地の市街化にうちが建てるようにすべきじゃないですかというふうに尋ねているんです。しらすぎのほうには、まだ余っているところがあれば建てればいいんじゃないですか。しかし、駐車場でこんだけの利益を上げている人が土地を売るか、売らないかということ、マスタープランに何を書こうと、絵に描いた餅ですから。するか、しないかをよく、その持ち主に聞かないとわからないでしょう？ こんだけの収入があつて、なぜうちを建てると思いますか。

このね、この支援事業にね、含まれていない町名の人たちはですね、話をしたところ、なぜ私たちは、じゃあ、だまし取られているんじゃないかい？ と、そういう人もいますよ。だまし取られている、詐取されていると言うんですよ。幾ら払っても、払っても何もしてもらえないのと同じじゃないですかと言うんですよ。道路は広がらない、用水は詰まっている、それでどこが受益者負担だというんです。

この法律にですね、このものにですね、行政側に追従する付和雷同的な人間はですね、調整区域に住んでいる人以外ないんですよ。町長、あなた自身だってあれでしょう、調整区域に住んでいるからこんなことを考えつくんでしょう？ これを、たった、企画課と都市計画と建築課で考えるものじゃないんですよ。よくそこを精査してください。いつまでもこれを言っていると次に進みませんので、大反対だということを明示して、次の質問に入りたいと思います。

先ほど言った都市計画税のあり方について、3点ほどお尋ねをします。

都市計画のうち旧市街地における道路拡張計画はどのようになっていますか。

旧市街地の街路灯と防犯灯の設置状況はどのようになっていますか。

市街化区域による雨水問題、及び側溝のメンテナンス状況はどうなっていますか、お尋ねいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

並木山王や石橋駅東の土地区画整理地区や本郷台団地などを除いた旧市街地の道路整備計画といたしましては、平成14年度より富士山地区において市街地整備事業を実施しております。富士山地区以外については、現在、具体的な道路整備の計画はございませんが、町民の暮らしに直接かわりのある生活道路については、地域からの要望を反映させながら、地域の実情に応じた、効率的で効果的な整備を図っております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

現在、街路灯については、町内全域で343基設置しております。そのうち、旧市街地の街路灯は、上三川通りと白鷺神社前に78基、設置されております。防犯灯については、町内全域で2,530基設置しております。そのうち旧市街地の防犯灯は153基設置されております。

次に、ご質問の3点目の市街化区域における雨水問題につきましては、公共下水道の雨水整備状況及び整備計画としてお答えいたします。

これまでに、昭和44年度から昭和53年度の期間に町中心市街地の区域等を対象とした整備を行い、その後、しらさぎ地区や駅東地区、さらには本郷台団地や中心拠点施設、富士山地区、多功地区の整備を行い、現在までに事業認可面積369ヘクタールのうち274ヘクタールの整備が完了しております。

今後の整備予定でございますが、現在、大雨等で一部道路の冠水被害が生じている武名瀬川第三排水区につきましては、平成30年度から工事に着手する予定でございます。その他の計画区域につきましては、大雨などによる被害の発生状況や、現在、実施している下水道未普及地区への汚水整備事業、また、今後、想定される老朽管の更新事業などの他の事業との優先順位等を勘案し、整備を進めていきたいと考えております。

次に、側溝のメンテナンス状況といたしましては、側溝本体やふたなどの破損により交通上、支障が生じた場合には、随時、補修・修繕を行っております。また、側溝清掃などの維持管理業務につきましては、本年度、側溝内の土砂の堆積状況の調査を行っており、次年度より、側溝機能に支障があるところから計画的に実施していく考えであります。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 あのですね、30年もですね、都市計画税を払っている自治会で言いますとですね、6自治会があるんです。ここの住民にこの話をしたところね、住宅地もそうだし、私たちは取られるだけ取られて、何にもうちも建てられない、道路も広がらない、道路を広げるのに個人でできる事業ではありませんよ。それを行政がやってなくて誰がやるんですか。

それから、もう一つ、ほかの地域の話は今、聞いているんじゃないよ。ほかの地域はまだつくって間もないんです、まだそこまで傷みもないんですよ。30年もたつと下水管も取りかえるんですよ。もう31年も都市計画税を払っているところ、何があったんですかということをお尋ねしているんです。ほかのところに何があった、何をつくったという話を聞いているんじゃないんですよ。私が言いたいことはですね、都市計画税を払っている人が、受益者負担という、利益を得たことがあるか、ないか、町長、もう一度答弁してくれますか。都市計画を31年払っている人が、何を受益者負担として受け取りましたかと、一つ一つ丁寧にお話ししてください。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほどの下水道との整備も当然、市街化区域が先に整備がされていったわけでございますし、そういった意味では、住環境の整備は、町内の中でも一番先に住環境の整備がされていったというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 一番最初に上下水道が完備されたから都市計画税を払いなさいよと言われ

て31年払っているんです。この31年では、もう一番先に入れたところは、管の布設替え工事をやっているぐらいなんです。そういうところに何も恩恵があるか、ないかと聞いているんです。何を行政として恩恵を与えたんですか、お聞きします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 市街化区域にお住まいの方の中から、自治会等から要望等があったものについては、生活道路、またはその生活環境の整備についての要望等があったものについては、きちんとそれに今までも対処しておりました。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 要望があったら行政はやるんじゃないですか。要望があったことをするのに、31年間、都市計画税を取りになったんですか。これ、払っている人は詐取されたと思っているんですよ、だまされたと。何の恩恵もないんですから。救急車は入れない、消防車は来ない、それを聞いているんです。ましてや、町に、いい道路をつくっていただきました、街路灯がついています、9時真っ暗になります。あなた方が住んでいる調整区域は防犯灯が10倍も20倍もついています、明るいですよ。町長のうちの前なんか、防犯灯でもって庭まできれいですよ。私たちは9時過ぎたら真っ暗ですよ。じゃあ、街路灯は誰のためにあるものなの？ 住民のためなのか、車のためなのか、お答えください。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 街路灯につきましては、その道路が安全に通行できるように、当然、夜間ですが、交通量が多い場所に安全に通行できるように、車両、または歩行者のための街路灯というふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、その、通る人にも車にも安全だといって、先日、普門寺のお寺のところ、街路灯に乗用車がぶつけて壊しましたよね。何で壊したんですか。これ、9時になって真っ暗だからぶつかっちゃったんですよ。わかりますか。街路灯が9時になったら真っ暗で、どこが安全なんですか。それを直す費用は税金ですよ、税金、本人の保険じゃないんだから。そうでしょう。私たちが言っているのは、じゃあ、防犯灯は何のために、誰のために、形いいためにとというのは、行政が勝手に決めたんでしょうよ。地中化にしたのも行政がやったんでしょう、たくさんのお金を使って。だから私たちは明るい電気をつけくださいと、理不尽ですか、何か。それを何年かかっても、あっちがだ、こっちがだと言って、総務課と都市計画で話し合っていて何の解決もないんです。これ、2年目ですよ、私も。おかしいでしょう？ このおかしいことをやっていること自体おかしいんですよ。それで、町民の安全のためって、どこが安全なんですか。あんたのうちのほうがもっと安全ですよ。人も通らないのに。どうなんですか、はっきり言ってください、いつ直すって。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 街路灯は、当然、市街化の中に整備しておりますが、ただ、真夜中まで多数の車が往来している、大勢の歩行者が通行しているというわけではないときに、電気をこうこうつけているのは、これもまた税金の無駄遣いというふうに考えられます。ですから、人通りが多い時間帯に街

路灯をつけて、それ以外のときは消灯する、これは当然の措置かなというふうに思います。また、その防犯灯については、防犯ですから、小中学生も含め、女性も含め、そういった方が夜、往来する、または、そういったときに被害とか犯罪とか、そういうことを防ぐための防犯灯を全域に整備をさせていただいております。街路灯と防犯灯は、まず、その辺のところから考え方の差はあろうかというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君に告げます。質問するときは役職名で質問してください、「あんた」という言葉は使わないでください。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、町長にお聞きしますが。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、わかりました？

○9番【勝山修輔君】 わかりましたよ。

○議長【田村 稔君】 そのようにしてください。

○9番【勝山修輔君】 わかりました。私は、街路灯をつけてください、形のいいものをつけてくださいという、住民が全て要望したとは聞いてません。それが安全じゃないとか、安全だとかってというのは、メインストリートのはずです。だから地中化にしてあそこにつけたのが、人が通らなくなったから消していいということとは、問題は別だと思うんですね。じゃあ、人が通らない調整区域は、じゃあもっと早く消しなさいよということになっちゃうでしょう。防犯灯というのは、24時間ついてるから防犯灯なの。ですから、私たちのところも、街路灯は要りませんから、防犯灯をつけてくださいませんかというお願いをしているんです。要望書も6町内の自治会長から出ているとおりに、街路灯をつけなくて結構ですから、防犯灯をつけてくださいと言っているんですよ。経費がかかって、都市計画の課長は、そこに使う金があったらほかに使いたいと言うから、全部消して下さって結構ですよ、ですから防犯灯をつけてくださいと、何か矛盾していますか、町長。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 上三川町の広い町内の中で、防犯灯の要望というのはたくさん上がっていると理解しております。そういった中で、ほんとうに必要なところ、そういったところを優先に整備をさせていただいているところでございます。議員おっしゃいます、今、街路灯が整備されているところに防犯灯を、というお話ですが、まあ、商工会等の整備していただいている街路灯などもあってですね、まあ、ほかの地域よりも、まだ若干明るいとかというところがあればですね、ほんとうに困っている人たちのところを先に優先にということがあろうかと思えます。将来、つけないとか、そういう意味ではなくてですね、きちんと要望が上がってきた中から優先順位を決めて、そして限られた予算の中で防犯灯の整備はしていきたいというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、何ですか、優先順位はメインストリートだからないというお答えでよろしいんですか、優先順位があるとすれば、優先順位は、商工会のライトがかりょうじてついているから明るいんです。あれは、家庭の電気なんですね、家庭の電気、行政の電気ではありません。それがもう、電気の球も、商売人が商売をしなくなったために、つけかえるにしても高くつけれない、商売をしていないのに電気料を払ってられないといって消えているわけです。商工会で、私たち個人で買

った街路灯がついているから、優先順位が遅いという言い方ですか、それとも。じゃあ、全部、商店街の人に9時で切ってくださいと言ったら真っ暗になるんですが、そうしたいですか、町長、お答えください。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 もう一度お話をさせていただきますが、町内全域の中には、ほんとうに困っているところもありまして、そういったところを皆さんから町としては要望を受けているわけでございます。別に、商工会の個人のところに頼ろうとか、頼らないとかということではなく、今現在はほかよりも明るいような状況がある場所よりも、ほんとうに困っているところを先につける、これは町としてやらなきゃならない、そこにお住まいの住民の方が困っていらっしゃるという場合には、そちらにやっぱり優先順位が高くなる、そういうふうに判断した場合には、やはり、そちらのほうに予算づけをさせていただきたいというふうに思います。

ですから、先ほどからお話しておりますように、議員がおっしゃっているところに、つけないとか、つけるというよりも、まず、そういった限られた予算の中で、困られている方をよく精査して、その後で考えていきたいというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 困られている人たちがいるか、いないかという話よりも、困っている人につけてやるのは行政の務めでしょう。税金が余って、限られた予算だといって預金を貯めることは、2億も3億も貯金することはあっても、使うことはできないという意味でしょうか。何かの基金をつくるということは、税金であげたお金を基金に積み立てるということです。このお金から、その費用が出せないという理由は何でしょうか、お伺いいたします、町長。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 基金に積むものは、将来、町の財政上の効果的な運用のために、当然残しておかなければならないものは残しておかなければならない。そういったことで基金を積まさせていただきます。限られた多くの事業がある中での予算の中で、優先順位とか、そういうことを決めながら、道路整備、街路灯の整備、そういったところをしていくわけですが、そういったところをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ですから、防犯灯をね、いつまでも暗い話ばかりしてもしょうがないんですが、防犯灯は、道路の街路灯、必要としてませんので、それを全て消していただいて、イベント用にお使いになるのは行政の勝手ですから、それは構いません。防犯灯をつけてくださいという要望をしているんですが、早急につけていただくことを願って、雨水事業のことを、ちょっとお尋ねしたいと思います。

側溝の1メートル真っ角であるとするならば、そこに7割方、土砂が埋まっていますよ、そこへ雨水が落ちますよ、その雨水は氾濫をして高いところから低いところへ流れて行って、いろんなところであふれ出すということがあるんですよということを、再三再四、議会でも言っているつもりです。そこへまた、都市計画税というものを使って雨水処理場をつくるというのは、私は、つくらなきゃいけないものはしょうがないだろうと思ったの。じゃあ、そこの雨水事業をするのに、側溝の土砂を取らなければ

という話をしましたら、150年もかかるんだと、300万円の予算で。150年も側溝があるか、ないかわからないような職員に、都市計画の課長は私に対して、議員に対して、150年もかかるんですよと答弁してくるんです。何も、上三川町の雨水を全部処理しなさいよという質問を今、してるんじゃないんです。あふれるところは、あふれるところの側溝があって、そこからあふれているから、そこもあふれるんですよ。じゃあ、そこの土砂を取れば、少し流れが遅くなってあふれるところが少なくなるんじゃないでしょうかという尋ねをしているんですね。

その話をすると、そういうことを平気で職員に、150年もかかるんです、760キロあるんですって、そんなこと私、聞いてますか。あふれない側溝の話、してますか。ここにあふれて、ここに雨水処理場をつくるんだというんならば、この雨水処理場に関連したところを聞いているんですよ。150年も、私もあなたも、失礼、町長も私も生きてませんから、そんな論議をこの議会でやるつもりはありません。そのような答弁をする人間が、課長さんが、職員に対して指示命令ができてないんじゃないでしょうか。どうなんですか、町長。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁で申し上げましたとおり、今現在、側溝の現状を調査しております。調査の内容、結果を見て早急に対処しなければいけないところから側溝の清掃等の対処をしていきたいというふうに思っています。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ぜひ、町長、そうしてください。私はそういう質問をしてるんです。150年先の話は質問していません。私に対してこのような報告を出せた課長さんに、どなたかがさしたんですよ。そうすると、今、任命責任っていうのがよく今、国会でやっているとおおり、任命責任は町長一人にあると思うんですが、その任命責任は、町長はどうおとりになるつもりですか、このような答弁。しつこいっていいじゃねえか、何も、聞いているのは俺だ。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 もちろん、人事の最終決裁者は私であります。その中で、各課長とも、町民の皆さんのために、それぞれの部署で一生懸命に仕事を働いてくれていることに、私は感謝しております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、側溝の話と都市計画の話はそのくらいにして、ちょうど10分になりましたので、いきいきプラザにおける指定管理と決算についてお伺いいたします。

過去の指定管理の決算はどのようになっていますか。

2つ目、休館日とメンテナンスの関係はどのようになっているか。

平成29年度における自主事業の内容はどのようなものか。

指定管理の利益率と人件費の関係はどのようになっているかを、4点お聞きします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

上三川いきいきプラザの指定管理費の決算でございますが、第2期目となる平成25年度以降の収支は、平成25年度が、収入額約2億8,237万円、支出額、約2億8,505万円で、差し引き268万円のマイナス。平成26年度は、収入額約2億9,669万円、支出額約2億9,666万円で、差し引き3万円のプラス。平成27年度は、収入額約2億9,978万円、支出額約2億9,791万円で、差し引き187万円のプラス。平成28年度は、収入額約3億209万円、支出額約2億9,862万円で、347万円のプラスとなっております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

現在、いきいきプラザの休館日は、原則として毎月1日と年末年始、及び2月にメンテナンス休館日を設けております。休館日には、開館日に円滑な運営ができる環境を整えるため、開館日では実施することが難しい建物内の清掃や設備の保守点検、破損箇所の修繕などを実施しております。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

指定管理者が実施する自主事業は、利用者サービスの向上を図り、施設の目的を効果的に達成するために実施しているものでございます。今年度、いきいきプラザの指定管理者が実施している自主事業は、1年を通して実施しているスイミング教室、ヒップホップ教室などのほか、月1回、定期的に開催している木工教室やお菓子教室、夏期休暇などの長期休暇中に実施している親子料理教室などがございます。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。

いきいきプラザの指定管理費に係る収支は、指定管理料と利用料金収入を合わせた総収入額と、施設の利用許可事務や設備の保守点検、清掃、警備など、町が指定管理者に実施させる業務に係る総支出額が同額になるように設定しております。したがって、指定管理費には利益率を想定しておりませんので、人件費と利益率に関係性を求めることは難しいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 そうすると、ちょっとお尋ねしますが、いきいきプラザの理念というのは、どんな理念であればおつくりになったのか、町長はご存じですよね。ご存じでしたら、ひとつお伺いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 健康施設、町民の健康増進を図るため、また、町民の憩いの場となるためにつくったというふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私もそのように聞いておりますので、では、どうして指定管理者に自主事業を委託するようになったのか、お伺いしてもよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 指定管理者制度はですね、指定管理者のほうで、こちらからしてもらっている、行政処分ですので契約とは違いますから、こちらからこれはやってほしいというふうに指示を出して、それをやってもらった内容と、収支のバランスで、先ほど同額というふうにお話ししましたが、その係

る経費の、今、75%しか町のほうは見積もっていません。そうすると、残りの25%は、指定管理者のほうで自主事業をやって、そこでその収支のバランスを保つということになっております。ですので、当然、自主事業がないと指定管理者の、受けてる業者のほうは、その25%分が全くの赤字ということになってしまいますので、自主事業は当然やっていただくべきものと考えております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 平成10年にですね、私はちょっとおかしいなと思ひまして、情報公開をもつてしたところが、このぐらいの書面が真っ黒でした。これを町民の方、何人かに見ていただきました。

「これは何で真っ黒なの？」と聞かれますから、「何か契約で不都合なことがあるんじゃないですか」ということを言っておりましたら、平成27年度に収支差額ということで情報公開したら出てきたものがあります。それにはですね、27年度は187万595円の黒字でした。28年は347万4,966円の差し引き黒字でした。これが多いか、少ないか、私は論議するつもりはないんです。

そこで、自主事業者が、まだ契約をしていないのに、料金の値上げをする書面が、私も会員ですので、来ました。その中に、これ、おかしいなというふうに思うのは、自主事業をするところの経費がかかるので料金を上げさせてくださいということの文面なんです。そうすると、自主事業をしなきゃ値上げはする必要がないじゃないですかということになっちゃうわけですね。

この自主事業を、ずっとこういうふうに言ってくると、何とかという体操や何かに、器具が破損するんだそうです。それを買いかえたり、今度は、利用する人の椅子、テーブルが壊れたんで増やすんだということ。で、値上げだ。おかしいな、自主事業をやるのに使う部品は本人が買うものであって、行政が買うものでもないし、それを利用者が負担するものでもない。そうすると、今、会員というのはこのぐらいのパスを持ってまして、それが何歳以上は幾ら、何歳以下は幾らというものになってるんですが、それが一律500円の値上げになるんです。年間に約6,000円の値上げです。それで、何人ぐらいいるんですかと言ったら、2,000人ぐらいいるんだ。ええっ、5,000円で2,000人、町長、お幾らになるか、ちょっと計算してお答えください。

○議長【田村 稔君】 勝山議員、今、先ほど平成10年に情報公開と言いましたけれども、言い間違いじゃないですか。

○9番【勝山修輔君】 えっ、どこ？

○議長【田村 稔君】 平成10年には、いきいきプラザはできてませんから。

○9番【勝山修輔君】 平成10年のいきいきプラザ契約時に疑問を持ったんです。間違ってますか。

○議長【田村 稔君】 平成10年に情報公開っていう話と違うんですか。

○9番【勝山修輔君】 じゃあ、ここは訂正していただき、私の年月が違うとしたら訂正していただいて。

○議長【田村 稔君】 だって、平成10年は何もできてないでしょう、まだ。

○9番【勝山修輔君】 いや、そのときの契約の内容のことからずっともらったんです。えっと、何年までもらったか、今、帰ればわかりますが、このぐらいあります。

○議長【田村 稔君】 ああ、契約のね、はい。

○9番【勝山修輔君】 提案からのことですね。今、説明したので、6,000円の値上げでもっ

て2,000人と。

○議長【田村 稔君】 はい、あとは、大丈夫です。年月だけです。町長。

○町長【星野光利君】 値上げの今、お話ですが、値上げについては町のほうとしても、そういったことがあったことは承知しております。ただ、これについてはですね、今現在、町当局と協議をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 私が不思議だと思うのは、年度がまだ始まってませんから、契約が成り立っていないのに、この値上げの通知が来るということは、行政側と委託会社が協議をして、よろしいですよと言ったから手紙が来たんだというふうに理解してるんです。まず、1番目、聞いてください。契約がないのに、契約がさもうちがあるかごとく値上げをしてきたということ、それを行政が了解をしたということ。

それで、これ、年金者の話をしましょう。年金者が生活をしていて、最初の趣旨にあるように、健康維持と町民の交流を持ってつくったものです。それが値上げをすることによって来られなくなる人のことを行政側は考えて、値上げをいいよと言ったんでしょうか、その点、2点ほどお聞かせください。町長に聞いてるんだよ。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 まず、ただいまのご質問にお答えします。

まず、指定管理者制度、こちらにつきましては、先ほど町長の答弁の中で話しておりましたが、指定管理者制度におきましては契約という行為はございません。行政処分ということで管理代行を行うものですので、まず、契約というものは無いということでございます。

それと、まず、料金の件につきましては、指定管理者がまず実施します自主事業、こちらにつきましては、今回の会費に限らず、公募の際に、いきいきプラザの指定管理者審査会におきまして提案内容の審査を受けております。また、現在の指定管理者につきましては、指定管理者審査会において第3期の候補者と選定されまして、議会で指定の議決を既に受けております。公募の際に提案した内容で周知することであれば、このタイミングでの周知というのは可能であると考えております。

また、値上げの件についてでございますが、自主事業の料金等につきまして、条例で料金の上限は定められております。その条例の中で定められている料金の中であれば認めるということはお出てる可能性だと思います。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 今、町長に聞いてるんで、契約がない、契約はしない。じゃあ、そのいきいきプラザの委員会が了承すればいい、値段は、1人幾らという額の範囲内ならどんだけ値上げしてってもいいというような答弁に聞こえるんですが、町長、そうですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 今、課長が答弁いたしましたとおり、条例の範囲内であれば値上げは可能だということは、今、課長が答弁したとおりです。ただ、それについては、先ほど申し上げましたように、

今、協議中というふうに申し上げましたが、今、町当局とその辺については協議中でございますので、もうしばらく時間をいただきたいというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ほかの行政で、人口がですね、11万もいる稲沢市というところには、日本水泳振興会と称するのと三菱ビルテクノサービスというところは、毎月の収支をこのようにホームページでも何でも出せるようになっているんです。うちからもらうものは、なぜ黒くなるんでしょうかね。同じ会社が出しているのに、これは25年度のもんです。また新しく取ってませんからわかりませんが、4月、5月、6月で全部が載っているんです、自主事業も含めて。どうして私の町でもって情報公開すると、自主事業のところは真っ黒く塗って出てくるんですよ。私は別に、日本水泳振興会と何か商売をしようということ言っているんじゃないで、おかしいということ情報公開をしているんです。利益がどのくらい上がっているかもわかりません。ましてや、私は、何課長さんか、生活の課長にも言いましたが、ちょっとおかしいよと。どうしてほかの自治体では11万もの人口を抱えているところが、3万人の町じゃ出ないけど、11万は出るんだい？ と。そして、私が言うのには、値上げをするのは、何とか委員会で認めれば上限まで上げられるというなら、1人幾らというもので上がるんです。じゃあ、会員で持っている6,000円だ、5,000円だというのは、なし崩しになるんじゃないですかということを知りたいわけですよ。

2,000人という1,000万円ですよ。1回でパッと値上げするのが。それ、おかしくないですか。そして、年金者がその5,000円を払うのには、1カ月分ですよ、値上げをした分で。それじゃあ、一つも、この言った趣旨と違うじゃないですか。そうでしょう。

それで、休館日を今度は増やしたということで、私、聞きました。これが休館日の日にち割だそうですね。この中に、半日で終わる工事が36日あります。じゃあ、36日の半分なら23日で終わっちゃうんじゃないですかということ。なぜ休みをこんだけ増やすんですかということ、指定管理者の利益を上げるために経費節減で休んでるよというような意味に取れるんです。1日かかるであろうというのは、15日しかないんです。そうしたら、毎月毎月、修理の日に足してやったら15日で終わっちゃうよという意味なんですね。そうすると、今、1日休んでいるところを1日足せば終わっちゃうんじゃないですかというふうに言ってるんですが、それがなぜこんだけの日数になるのか。これは経費節減の何のものでもないじゃないですか。36日間も余分に休むんですよ。1年間で36日、今までは12日しか休みがないんです。これ、経費節減じゃなくて何なんですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 いきいきプラザも開館して10年を迎えます。当然、施設は老朽化のために、あちこちのところでこれから故障が出てくるのが予想されます。今現在でも221の管理項目がございます。その中で、3日間あれば92.4%の対応ができるということになっています。当然、今後、予想されない故障なども出てくると思いますので、きちんと対応するためには、そのぐらいの、1カ月に対して約3日ぐらいの休館日、これが必要というふうに考えております。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 ですから、これ、30年度が6回ですよ。31年は23回、32年は8

日、33年は7日とって、1年でやる工事じゃないんですよ。それが、あなたが言うように、町長が言うように、3日あれば修理ができるというのは、これ、30、31、32、33、34年間かけて修理をしますというふうにこの書類には書いてあるんです。それが、どうして月にこんだけの休みになるかを聞いてるんです。この修理は4年間でやりますよという修理なんです。これは、県の人が、10年たったからこうしなきゃいけないよとって、実際に使えるか、使えないかわからないものを算定したものです。じゃあ、このとおりやったらとしましょう。なぜ36回の休みが1年間、必要なんですかっていう話を聞いてるんです。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 まず、今、議員がお示しになりました工事の一覧表、こちらですが、これは多分、今回の第3期の指定管理業者を指定するときの公募要綱の計画修繕及び緊急修繕実施に関する仕様書についていたもので、ホームページにも公開されているものかと思います。それで、1つ、ご確認いただきたいんですが、そちらについております休館日の三角マーク、こちらは決して半日でできるということではなくて、表の上を書いてありますように、組み合わせで、日数短縮が可能ということでありまして、これを半日でできるということでは、まず、ございません。

それと、休館日の日程、35日以上と、今回、公募要綱にも出させていただいたんですが、その理由としましては、休館日でないと難しい修繕が、まず、先ほど町長が言いましたように、出てきております。この5年間の公募要綱の中では、全部で37ございます。これは、確かに、議員おっしゃるように、組み合わせによっては日数を減らすことも可能かとは思いますが、仮に、単純に足し合わせた場合には、52日間の休館日が必要となります。これを、指定管理者の指定期間であります5年で割り戻しますと、1年度当たり、休館日の日数は10.4日となります。第2期のいきいきプラザの休館日は24日でございますので、その24にその10.4を足しまして、今回、公募要綱としましては、35日以上取ってくれということ募集をかけました。それで、指定管理者が出してきました今回のもの、36日ということで、休館日の日にちの指定となっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 9番、勝山修輔君。

○9番【勝山修輔君】 何度やっても答えの出ない議会ですね。そんだけの日数、休まなきゃいけないという理由は何もないんです、こじつけなんですよ、ねっ。ほかの行政では、館が休む、10時なら10時から、次の日の何時までにメンテナンスを終えて、次の日はきれいなものにお客さんに来てもらうという努力をしている行政もあるんですよ。うちの行政は、全て休みをあげますよ、きれいに直さないよ。直した途端に、昨日、一昨日はサウナ風呂が壊れていました。お客さんが何を言ったかと思ったら、「メンテナンスしねえほうが壊れなかったんじゃないか」という話です。メンテナンスしたから壊れたんだというんですよ。そんなばかなこと言われて、私も一緒にいて、「そうですね」と言うしかないから「そうですね」と言いますけど。

○議長【田村 稔君】 時間になりました。

○9番【勝山修輔君】 はい。私が言いたいことは、もうちょっときちっとした説明のできるような議案をつくってくださいということで、私の質問を終わりにいたします。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時14分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 9番・勝山修輔君の質問が終わりましたので、順序に従い、8番・稲川 洋君の発言を許します。8番、稲川 洋君。

(8番 稲川 洋君 登壇)

○8番【稲川 洋君】 それでは、順序に従いまして、私は、第1番目に、火災被害の減少方策について質問したいと思います。

現在、春の火災予防週間中だとは思いますが、ここ数年来、重大な被害を伴う火災が町内で頻発しているように思われます。町民の方の財産を失うことはもとより、尊い人命が失われてしまうことの重みを思うにつけ、無念さに自然と頭が垂れてしまいます。火災予防については、施設ごとのこういった火災予防週間等のイベント等を通じた周知方策や、消防団員職員の自主的な火災予防の啓蒙運動が大きな効果を上げており、大変重要なこととは思いますが、万が一、不幸にして火災が発生してしまった場合に、町民の被害を少しでも軽減させるような取り組みも、行政として大変重要なことと思います。

そこで、私は、火災被害を少しでも減少させるため、住宅における火災警報器設置について、助成の考えはあるかについて、質問をしたいと思います。明快なる答弁をお願いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 田中文雄君 登壇)

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問について、お答えいたします。

町内における住宅用火災警報器の普及率ですが、石橋地区消防組合消防本部に確認したところ、平成29年6月1日時点での調査で、上三川町の普及率は61%の回答をいただいております。石橋地区消防組合では、法改正に伴い、管内市町の広報紙によるお知らせ、各市町消防団及び女性防火クラブの協力による啓発チラシの自治会への配布、防災訓練や各種イベントにおける啓発活動による普及率向上に努めてまいりました。本町といたしましても、石橋地区消防組合とともに今後も啓発活動に取り組み、さらなる普及率向上に努めてまいりたいと考えております。

住宅用火災警報器設置の助成につきましては、地域ぐるみでの取り組みが重要と考えております。自主防災組織による助成金を活用する方向で現在、検討しており、設置されていない世帯へのさらなる普及活動を推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 61%を超えているということなんですけども、この数字ですね、県内の他市町と比較してどのようなものなんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

数字的には、平成29年6月1日現在での数字になりますが、まず、石橋地区消防組合の普及率、先ほど申しましたとおり、61%なのですが、県内の順位につきましては、宇都宮市消防局管内が87%で1番でございます。石橋地区消防組合の61という数字は、県内12消防本部組合がある中では11番目と、下から2番目と悪い数字でございます。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 まあ、12中11ということで、総務課長もお話になったように、あまりいい数字とは言えません。それで、こういったことを、災害が少ないからこういう低い数字なのかなと思うんですが、先ほど申しあげましたように、近年ですね、人命を失うような大きな火災も起きていると思います。最近のですね、町内の火災発生状況、それと、被害額の推移等について、わかる範囲で結構ですので、どんなものなのか、お答えいただければありがたいです。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

近年における本町内における建物火災の発生状況について報告いたします。平成25年が4件、4世帯でございます。平成26年が3件、平成27年が3件、平成28年が3件、平成29年が、現在のところ2件でございます。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 この被害についてはですね、横ばいで推移しているということで認識しているんですが、被害の額とかですね、不幸にも焼死された方、あとは負傷された方の人数とかがわかればお教えいただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 建物火災の損害額につきましては、現在のところ、私どものほう、統計をとっておりませんのでお答えする数字はございません。損害金額ではなく、人命にかかわるものということで言えば、大変悲しいことではございますが、平成29年度、上三川町内において1名の方がお亡くなりになっている事実がございます。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 被害額については了解しましたけども、統計をとっていないということであるんですが、こういったものについても今後ですね、ある程度の把握は必要だと思います。それと、総務課長がおっしゃったように、人命が失われた、あるいは、けがをされた、負傷されたということで、何にかえがたい損害じゃないかと思います。こういったことをですね、減らすために、少しでも減らすために、今回こうやって一般質問に載せたわけですが、火災警報器、こういったものについてですね、先ほどの答弁ですと、自主防災組織に対して、ある程度、助成するような答弁だと思われそうですが、そうじゃなくて、個人で設置した場合にですね、助成をして、町民の方に普及をしていただいて、先ほど、県内12中11番目ということじゃなくて、少しでもそれを上に上げてですね、町民の安心・安全につながるような方策も必要かと思いますが、その辺のところは、担当課長としていかがお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど、私の答弁のほうで、自主防災組織を通じた助成の検討ということをお話ししました。自主防災組織を通じての助成というのは、基本的には、個別への助成になるかと思っております。地域ぐるみで自主防災組織を通じまして自治会内の各住宅が一斉にですね、ある程度数がまとまって自主防災組織の活動として警報器の設置を行っていただくと、そういうまとまった活動に対しまして、自主防災組織の活動として認定して助成をしたいと、現在、検討段階ですが、そのような方向で考えております。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ということは、確認なんですけども、自主防災組織を設立された組織については、そこに入っている世帯、全てを助成の対象にするということで考えておいてよろしいでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

基本的には、自主防災組織を通じて、地域一体となって住宅用火災警報器を設置した世帯に対して、自主防災組織に助成すると。ですから、やり方としましては、現在、検討中というのは、例えば、自治会内50戸の世帯がありまして、その世帯全部が火災警報器をつけると。そのつけるに当たって、自主防災組織のほうで50戸分の火災警報器を購入すると。そこに対して町のほうとして自主防災活動の補助率、現在の2分の1、それを補助するという形を考えております。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そうしますと、自主防災組織自体が、私が思うに、単位自治会ごとにつくられているというケースが多いと思うんですが、そういった自主防災組織を立ち上げて、地域で地域の防災、安全を図っていくということによろしいんですね。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの議員のおっしゃるとおり、自主防災組織、現在、18からの組織が立ち上がりましたが、組織が立ち上がっただけでは役に立たない場合もございます。やはり、自主防災組織として継続的な活動、また啓発に取り組んでいただくということが重要になりますので、その自主防災の活動の一環として、今まで、平成27年から自主防災組織の設立をお願いした地域というのは、主に水害が想定される地域が主でございました。鬼怒川沿線、田川沿線。今後、町内全地域に自主防災組織の設立を呼びかけていく中では、水害以外の災害対応も当然ありますよということで強調していきたいと考えております。そういう意味では、火災に対する備えというのも、自主防の活動の一環として考えていただくというのも、普及に当たっての効果があるかなと考えております。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 そうしますと、図らずも、自主防災組織というものの設立促進にも大変有効な手立てじゃないかと思えます。それで、まあ、自治会並びに自主防災組織ということの、単位コミュニティの醸成にもつながって大変いい助成方法だと思いますので、ぜひですね、内部で詰めていただいて、その額を少しでも多く助成していただくように、その点についてはお願いしたいと思います。また、こういった助成制度ですね、県内の他市町で、この火災警報器設置に対する助成をしているというような

事例は、ほかにあるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 県内他市町の助成制度でございますが、7市町で何らかの形の助成制度がありという調査結果なんです、そのうちですね、純然たる、防災を目的の助成については、1町のみでございます。

なお、本町におきましても、障がい者の日常生活用具の給付の中では対象品目になっているということで、障がい者のその部分については助成がされているという事実がございます。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ほかの7市町でもそういった前例があるということですので、ぜひですね、上三川町でも早急にですね、火災警報器の設置については、特段の配慮をしていただければと思います。町民の方の財産や生命を守るために、痛ましい被害をですね、少しでも軽減するために、そういったことを真摯に考えて、効果のある方策を立てられることを要望したいと思います。

続きまして、町のイメージアップとPRについての質問をします。

ここ数年来、上三川町の認知度とイメージアップを目指して、東京を中心にして、首都圏においてさまざまなイベントに積極的に参加されていることは、まことに喜ばしい限りであります。先日も、東京の中の繁華街、赤坂で「るるぶキッチン」の上三川バージョンのイベントが開催されました。上三川町程度の規模の公共団体が単独でこういったイベントが開催されることは、大変希有な例だと思われ、担当課のご労苦に、まずは感謝を申し上げたいと思います。

それを踏まえて、第1点目として、1月に行われた「るるぶキッチン」の反響と効果についてはどう捉えているのか。また、より一層上三川町のすばらしさを町内外に発信する目的を持って、上三川ブランドの認定事業を行うなど、町と担当課の積極的な攻めの姿勢に敬意を表しつつ、第2点として、上三川ブランド認定品の今後の活用方策について。さらには、農産物のみならず、町内生産品ということで、いわゆる、輸送用機械、乗用車ですが、車を行政として、より一層アピールすべきであるとの立場から、町所有の公用車、特に町長車などですが、そういったことを町のPRと町内生産品の販路拡大に大いに活用すべきと考えますが、いかがでしょうか、ということについて質問いたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。産業振興課長。

(産業振興課長 石崎 薫君 登壇)

○産業振興課長【石崎 薫君】 ただいまのご質問の1点目について、お答えいたします。

本町の知名度向上や農産物、特産品などの販路拡大を図るため、1月18日から31日までの2週間、東京都港区赤坂にあります、飲食店「るるぶキッチン赤坂」において、本町で生産された農産物などを使用したメニューの開発、料理の提供を実施いたしました。お店の関係者の話では、来店された方の多くは上三川町を知らない方で、本町の場所や名物などに興味を示され、また、イチゴを使用した料理がおいしかったと、好意的な意見をちょうだいしたとのことでございます。

また、オープン前にメディア試食会を実施いたしましたが、このことにより、このたびの取り組みが特にインターネットを通して配信されましたことは、本町の知名度や認知度の向上につながったものと考えております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

本町の地域資源や特性を生かして生産されたすぐれた農畜産物や加工品などを、上三川ブランドとして認定する制度を今年度から実施することにしたところでございます。今年の2月8日に初めてのブランド認定の審査会を開催いたしましたので、審査会の審査結果に基づき、本年度中にブランド品の認定を行うことにしております。今後は、町ホームページなどでの情報発信を行うほか、町外で開催されますイベントなどにおいて展示販売を行うことにより、本町のPRやイメージアップにつなげてまいりたいと考えております。また、ふるさと納税の返礼品、しらすぎマラソン大会や健康マイレージなどの商品として活用してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

(総務課長 田中文雄君 登壇)

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問の3点目について、お答えいたします。

消防車等を除く公用車は、現在35台あります。そのうち、大型バス等の特定の目的に使用する車両を除く一般公用車は21台あります。この車両の側面に、選挙や、上下水道の加入、交通安全啓発等について表示したマグネットシートを添付し、広報啓発活動を実施しております。

議員よりご質問のありました点については、町のイメージアップや販路拡大に関する内容についても、今後、PR効果などを検討しながら、順次、進めていきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 まず最初にですね、「るるぶキッチン」のイベントについてお尋ねしたいんですが、今後はですね、今回の反省や改善点をですね、今後の同様のイベントにどのように生かす考えであるのか、どのような考えをお持ちなのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 このたびの「るるぶキッチン」での取り組みにおきましては、先ほど答弁でも申し上げましたように、オープン前にメディア試食会なるものを実施させていただきました。この結果として、このたびの取り組みが、特にインターネットを通して配信されましたことは、集客や町の知名度向上につながったものと考えているところでございます。こうしたことから、今後、実施するイベントなどに対しましては、その情報をメディアなどに積極的に提供することによりまして、情報発信やPRに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 大変好評だったということで担当課から答弁がありましたけども、そういった反響などをですね、勘案しまして、今後、同様のイベントなどを開催する計画はあるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 先ほど申し上げましたとおり、今回の取り組みについては、町としても大きな効果が発現されたのだと思っております。こうした中で、平成30年度におきましても、県内の飲食店、さらには、首都圏の飲食店において、町内で生産された食材を使った料理の

提供を実施するというところで、平成30年度の予算においても必要な経費を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それでは、具体的にはですね、どのような内容を予定しているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 平成29年度「るるぶキッチン」のほか、県内の飲食店においても実施したところがございますが、今回の取り組みにおきましては、イベントの企画などを行う民間事業者へ委託をしまして実施したというような状況がございます。こうしたことから、平成30年度におきましても、このような形で実施していきたいというようなことで考えてございますので、具体的な内容、さらには場所等につきましては、今後検討の上、決定していきたいと考えているところでございます。基本的には、本町で取れた旬の野菜や特産品を使った料理を開発していただきまして、提供していきたいということで考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 平成30年度にはですね、栃木県内でデスティネーションキャンペーン、DCキャンペーンがあるわけですが、そのキャンペーンにおいてはですね、先ほど質問させていただきましたように、「るるぶキッチン」でのイベント等で培った経験を生かしていくべきと思いますけども、町としては、それについてどのような効果を目指していくつもりでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 今、議員のご質問のDCキャンペーン、いわゆるデスティネーションキャンペーンにつきましては、今年の4月1日から6月末までの期間におきまして、JRグループと栃木県が共同で取り組む国内最大規模の大型キャンペーンとなっているところがございます。こうした中で、「るるぶキッチン」で培った経験ということでございますが、先ほど来、申し上げておりますように、「るるぶキッチン」においては大きな効果が出たものと思っております。こうした中で、「るるぶキッチン」におきましては、黒チャーハンや、黒チャーハンのライスコロッケを提供させていただいたというような状況にございまして、DCキャンペーン中におきましては、本町においては、黒チャーハンのスタンプラリーを開催することを計画しておるところでございます。こうしたことから、この黒チャーハンのスタンプラリーを積極的にPRや情報発信することによりまして、「るるぶキッチン」で得られた本町の知名度向上や認知度を生かしまして、県内はもとより、首都圏からも多くの誘客を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 了解しました。

それではですね、続いて、かみのかわブランド認定品などをですね、その「るるぶキッチン」と同様

のイベント等に積極的に活用して町のPRにつなげる計画はあるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 「るるぶキッチン」と同様な取り組みということでございますけども、「るるぶキッチン」、首都圏で開催させていただきまして、多くの人々が来たということでございますので、イベントなどを首都圏で開催いたしますことは、本町の知名度向上や農産物などの消費拡大に大きな期待ができるものと思っております。こうした中で、平成29年度におきましては、今年の2月と3月に農産物のマルシェを、2月については実施しまして、3月については今後、開催を予定しているところでございます。この取り組みにつきましては、平成30年におきましても実施することで必要な経費を予算計上させていただいたというような状況にございますので、平成30年度の取り組みにおきましては、この農産物のマルシェにおきまして、ブランド品の展示や販売というようなこともしていきまして、認定品のPRにつなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それじゃですね、そのブランドの認定品について、担当課、産業振興課ばかりではなくて、庁内一丸となってその情報等を共有するべきと考えますが、それについて担当課として、産業振興課としては、どのような方策をとっていくつもりなのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 庁内での情報共有ということでございますけども、このたびのブランド認定に関しましては、町のすぐれた産品をブランド品として認定しまして、その認定品を町が積極的に情報発信やPRを行うことによりまして、ブランド品の消費拡大を図ることによりまして、本町の知名度向上や産業の振興、さらには、地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えているところでございます。こうしたことから、議員が申されますように、ブランド認定については、庁内が一丸となって育成を考えていきたいと考えているところでございます。

こうしたことから、答弁でも申し上げさせていただきましたように、ふるさと納税の返礼品、あるいは、スポーツ大会などの商品として活用していただくなど、各課に協力をお願いし、また連携して消費拡大やPRを図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 庁内はほんとうに基本の基でありまして、それはしっかりやっていただきたいと思うんですが、町内部ばかりではなくですね、商工会とか農業団体と強力な連携を持って、真に町のブランド品として育成し、そのブランド品の価値を上げるべきと考えていますが、町としては、それについて、ほかの団体との連携ですね、それについてどのように考え、どのような方策をとっていくつもりなのか、お聞かせください。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 ブランド認定を行うに当たりましては、ブランド認定審査会を設置しております。その審査会におきましては、商工会や農業団体の代表の方にも参加していただいているよ

うな状況がございますので、ブランド品の発掘、さらには、その後のPRや活用ということに関しましては、今後、積極的なご協力をお願いしてまいりたいというようなことで考えてございます。

なお、その方策でございますが、それにつきましては今後の課題であると考えてございますので、今後、調査・研究してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 まあ、ほんとに町の中が一丸となって、このブランド認定品を積極的に育成、活用していただくことを念願しております。

また、それに伴いましてですね、知名度が上がるにつれて、このブランド認定品を1カ所で購入できて、認定品相互の相乗効果を目指すことも必要だと思っておりますが、そういった場所の設置について、町は何かお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 議員が申されますように、ブランド品を認定いたしましても、それが容易に購入できる場所がないというのは、それはそれで問題だと思っております。こうしたことで、平成30年度の予算にも計上させていただきましたが、平成30年度において、農産物直売所の整備を計画してございます。この農産物直売所でブランド認定品についても販売することで、現在のところ、計画しているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 まあ、ほんとに、直売所をですね、早急につくっていただいて、そういったものが販売できるような体制づくりを進めていただきたいと思います。

それでは、ブランドの認定品についてですね、認定報償金のような形で支援の考えはあるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 ブランド認定品につきましては、現存する本町のすぐれた産品を認定しまして、その産品を町において積極的に情報発信を行うことによりまして、ブランド品の消費拡大を図り、そのことによりまして、本町の知名度向上につなげてまいりたいと考えているところでございまして、こうした中で、現在の町の考えといたしましては、生産者などの努力に対しては、町において積極的に情報発信やPRなどを行い、そのことにより、ブランド品の消費拡大につなげることで、生産者の努力に報いてまいりたいと考えているところでございます。

なお、報償金的な支援につきましては、現在、既にブランド認定が動き出しているというような現状の中で、既に認定見込みとなっている方の公平性の観点からしますと、慎重に対応しなければならない問題だと思っておりますので、報償金などの交付については、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 報償金については、現在のところ考えがないということですが、それではです

ね、こういったブランドの認定品に認定されるような立派なものをですね、つくっていただいた生産者及び製造者の労苦に少しでも報いるために、助成金的なものを創設する考えはあるのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 ブランド品を、すぐれたものを商品化し、また新しいものを販売していくというようなことにつきましては、生産者の方も大変ご苦労があるとは町としても思っております。こうしましたことから、研究開発や販路拡大に向けた生産者の取り組みに対しての支援ということに関しましては、近隣市町の状況を調査するなどしまして、今後、研究・検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ほんとに、ぜひですね、前向きに、そういったご苦労に報いるような方法を、町として報いるような方法を、庁内でですね、検討を重ねながらやっていっていただきたいと思います。町内で生産されたものなら何でも認定ということではなくて、一定の水準に達したものの、そういったものを、どこへ出しても恥ずかしくないような上三川ブランド認定品ということで、そういった厳しい縛りも必要だと思いますので、大変でしょうけど、産業振興課を中心にしてですね、このブランド認定品を、ぜひ、町の特産品の一つとして育てていっていただきたいと思います。

また、今、申し上げましたように、町内生産品としての車、自動車を売り込むためのツールとして、町長車をはじめとして公用車を積極的に使用して各地に出向き、PRに活用すべきと考えますけども、先日ですね、ある会合で、隣の下野市長にお会いしました。そのときにですね、いろいろ雑談の中で、お宅の町長はこういった町長車に乗ってきて、実は、俺も公用車で勧められて購入した経過があるんだよと、ああいう態度というのはすごくいいもんだねということを言われました。そういったことを前例としましてですね、ほかの市町に対して、町内企業の生産する自動車の納入を働きかけた経過とかがあれば、その経過と実績についてをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、一般職員が乗る公用車と町長車等では、状況が違うかと存じております。私ども一般職員につきましては、他市町の市長と直接お話をする機会というのは、基本的にはございません。職員同士の中で、うちで生産されている車をどうぞというのは、その職員がそういう業務にかかわっているかどうかというのもございますし、また、声かけの仕方によっては変に誤解を受けることもございますので、職員としては基本的にはないと。ただ、町長の場合ですと、政治家という立場もございますので、町長が出席する市町村長の会議、また経済団体等の会合等に町で生産されております町長車で出かけて、そこでお声をかけていただいているという事実は聞いております。やはり、声をかけられた方も、具体的に現物を見られるということでは、町長が日産車に乗っているというのは、それ相応の効果があるのかなと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 言うまでもないことですが、上三川町については車の町ということで、車によ

って行政運営なり、個々の生活でも、かなりの部分、恩恵を被っているところがあると思います。町内に生産拠点を持つ企業の生産した車を使用する、または、ほかの市町においても使用していただくという事は至極当然と考えますが、一步進めて、これからもですね、車の町としてそれにふさわしいグレードの公用車を利用して、町長には、他市町に積極的にトップセールスを行うべきだと思いますが、その辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、町内で生産されるものを町外の方にPRするというのでは、町長としても一生懸命やっただけだと思っております。また、私ども職員としましては、町長は非常に忙しいと、宇都宮の会議から小山の会議、また真岡方面と、いろいろなところに公務の都合上、出かけることがございます。その移動手段としましては、東京であれば公共交通機関が発達しているのでさほど苦にならないのかと思いますが、ここ栃木県では、鉄道を利用できる部分と、利用できない部分があります。そういう意味では、公用車は当然必要なものというふうを考えております。今後も、公用車を使う以上、町長に積極的にPR活動をお願いしたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 言葉は大変不適切かなとは思いますが、事務方というか、担当課のほうでもですね、積極的に町長に公用車を使って出っただけで、PRをしていただくような土壌づくり、そういったものを積極的にやっていただければと思います。

それで、時間も詰まっていますので、続いて、職員資質の向上について質問いたします。

町の職員は、当然のことながら、地方公務員として、地方公務員法をはじめ、さまざまな法令のもとで、行動に多くの指針や制約があります。町では、公務員としての職員意識の向上を図るため、どのような施策を行っているかについて質問いたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。副町長。

(副町長 隅内久雄君 登壇)

○副町長【隅内久雄君】 ただいまの質問についてお答えいたします。

全国的に地方創生の取り組みが推進され、地方公共団体間において、独自性を打ち出した競争が激化しております。さらに、多様化、高度化する町民ニーズへの対応など、行政運営を行う上で町職員に求められる資質は年々高いものとなっております。また、本町独自の状況を省みますと、近年の大量退職、大量採用により、職員の平均年齢構成は急激に若返り、平成29年度現在では、県内で職員の平均年齢の最も若い市町となっております。

こうした状況を鑑みますと、町職員の資質向上は急務となります。そのために職員研修を推進してまいりたいと考えております。今年度の新たな試みとしましては、本町における最小の組織である係をつかさどる係長に対し、組織運営に必要なマネジメントを学ばせるため、係長研修を実施いたします。今後は、係長に限らず、職員を主事、主査、係長、管理職の4階層に分類し、各階層において今、職務に必要な要素を身につけさせるために、階層ごとにテーマを設けた町独自の研修を実施してまいります。この研修をきっかけとし、職員の意識改革につなげ、資質の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 それではですね、町民のため、町のために真摯に仕事に取り組むことについては、どのような研修を行っているのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 公務員として町のために真摯に仕事に取り組むことは当然のことと考えております。町におきましては、新規の職員採用のときには、研修機関、ここですと芳賀広域行政センターになりますけども、そちらにおいて、公務員の研修を受けさせているところでございます。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 最初が肝心ですから、新規職員の研修については、ほんとにしっかりとやっていただきたいと思います。

それではですね、例えば、公務員については業者や、そのほかの関係者とのつき合いについてもかなりの制限があると思います。例えばですね、飲食店などで、業者や反社会的勢力関係者との同席は避ける、接触は避けるなどのことは当然でありますけども、飲食店での業者や、議員及び反社会的勢力関係者からの差し入れと称する飲食物については、毅然と断るような意識の醸成が必要に思います。誤解を招くようなつき合いを避ける、または、業者などからの不必要な供応接待を断る意識の醸成については、どのような方策をとっているのでしょうか。

○議長【田村 稔君】 副町長。

○副町長【隅内久雄君】 業者や社会的にまずい団体等のつき合いにつきましては、誤解を招くことになるようなつき合いを避けるよう、課長会議等を通じまして伝えているところでございます。また、他市町の不正があった場合などは、綱紀粛正について職員に通知をして、気を引き締めてもらっているところでございます。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 新規採用などの場合にですね、公務員としての職員意識の向上についての研修はされているというような答弁でございますが、そのほかにですね、昇任・昇格時にも公務員意識向上を目指して注意喚起を行うべきではないかと思えます。昇任祝い、異動祝いなどと称してさまざまな方から物品のつけ届けなどがあった場合にですね、受け取ると法力の裁きによってお互いが罪になる場合もありますので、そのあたりの注意喚起や指導はどのようにしているのか。そういうときにこそ、先ほど係長に昇任したときに研修が新たに始まったということですが、今度、課長とか、そういったものに昇任した場合にでもですね、そういった指導が必要だと思えますが、町としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

より詳細になりますが、職員への注意喚起としましては、今まで、長期休暇の前等に常に綱紀粛正に対して通知しておりました。さらにですね、一昨年から、課長また係長の昇任時につきましては、副町長もしくは総務課のほうで、昇任した者に対して、その立場の役割について指導を行っておるところで

ございます。なかなか、全職員に個別にというわけにはいかないので、今後も、そういう昇任等のポイントに合わせて、指導のほうを徹底していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 8番、稲川 洋君。

○8番【稲川 洋君】 ぜひですね、町民の皆さんから誤解を受けることのないように、この綱紀粛正については、目立たない場面での綱紀粛正についても、注意喚起を図られますようお願い申し上げまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。午後1時10分に再開いたします。

午後0時10分 休憩

午後1時10分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復しまして会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 8番・稲川 洋君の質問が終わりましたので、順序に従い、7番・高橋正昭君の発言を許します。7番、高橋正昭君。

(7番 高橋正昭君 登壇)

○7番【高橋正昭君】 私は、武名瀬川改修工事等について質問いたします。

武名瀬川の増水による被害は、今日このごろ始まったのではなく、特に県道宇都宮結城線のサイヤ橋付近は、台風シーズンの大雨や豪雨のたびに増水と氾濫を繰り返し、付近の住民を困らせていました。以前のサイヤ橋付近は山林でありましたので、自然調整池として機能していたのと、住宅地として開発されていなかったため、あまり問題視されずにいたと思います。最近では、武名瀬川流域の開発が進み、宅地化が進みました。川の構造はそのまま開発が先行しておりましたので、現在の状況があると思います。

そこで、私は次の点について質問いたします。

- (1) 一級河川武名瀬川の改修工事に関し、町は県に対しどのような要望、陳情をしているのか。
- (2) 県から示されている武名瀬川改修工事の今後の計画はどのようなのか。
- (3) 農業用水としている武名瀬川について、今後、渇水の心配はないのか。

以上、3点についてご答弁をお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまの1点目のご質問についてお答えいたします。

一級河川武名瀬川は、平成6年度に主要地方道宇都宮結城線と交差するサイヤ橋から下流、田川の合流点までの6.5キロメートルが一級河川に指定され、県による河川改修事業が進められております。本河川は河積が狭小で、河道も屈曲しているため、集中豪雨時などには頻繁に溢水被害などが発生しており、早期の改修整備を望んでいるところであります。

町では、河川改修事業の整備促進を図るため、県議会の県土整備委員会に3年間、続けて重点要望箇所として要望するとともに、毎年、栃木県知事や県の整備部長に対しまして要望書の提出を行っております。さらには、国土交通省や財務省に対しましても、みずから出向き、被害の状況や整備の必要性を説明するなど、河川事業に係る予算の十分な確保についての要望活動を県と連携しながら積極的に行っているところであります。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

現在の河川改修は、下流の田川の合流点から五分一地内までの区間、約3.4キロメートルが完成しており、事業の進捗率はおおむね5割程度であると聞いております。今年度は、国道352号の南側の下蒲生集落までの河道拡幅工事と町道橋梁かけかえ工事を実施しております。

今後の計画につきましては、次年度から国道352号より上流区間の用地買収に着手すると聞いておりましたが、今年度の国の補正予算において、県としても当事業に対し事業費の確保を行い、事業の推進を図っていただけると聞いております。

町としましても、今後も県と協力しながら事業の早期完成について努力していきたいと考えております。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

武名瀬川に設置されている頭首工は、事業主体である県が施設を管理している水利組合等と協議し、既存施設の補償工事として実施しておりますので、河川改修工事が原因で濁水等を招くことはないと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 再質問をさせていただきます。

まず、1点目、私、一般質問で武名瀬川被害の問題を取り上げたのは今回が3回目になります。1回目、2回目の質問当時は大変深刻な被害がありましたが、町の各担当課、それから執行部のご努力によりまして、おかげで、このところ武名瀬川の増水は少しおさまったような気がいたしております。町の要望や陳情が県を動かし、応急的な工事が進行したからだと理解しているところでございます。

サイヤ橋付近のブロックによる護岸工事、その他かさ上げ工事、県道71号線、JAうつのみやの野菜出荷所の前であります。宮田堰周辺のコンクリート擁壁のかさ上げ、流域の草木の取り除き等、工事が施工されました。その結果、武名瀬川の増水、氾濫が少しおさまったのではないかと感じております。しかし、まだ、集中豪雨、ゲリラ豪雨が来ると宅地が浸水し、県道は冠水し、通行どめとなってしまう。

そこで、質問いたします。JAうつのみやの野菜集荷所の宮田堰の、そのあたりの仮設的バイパスをつくるこの話を聞いておりますが、これはそのとおりなのか、ご答弁を願います。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。先ほど、武名瀬川の河川改修事業については平成6年度から県のほうで計画的に進めておるといふふうな町長答弁がございました。そういう中で、なかなか、上流のほうまでの整備にはまだ至っていない状況でございます。そういう中で、

今ご質問があったJAうつのみやの部分の、県道羽生田上蒲生線のところの堰のところでは、近年たびたび発生しております。そういうふうな対応についてでございますが、これは県事業ですので、県の計画では、河川事業は原則、下流側から行うというものがもう大原則であるというようなことの考え方を県のほうでもしておるところでございます。

そういう中でも、たびたび洪水被害が生じている場所については、県のほうでも十分認識してまして、問題視してございまして、今後ですね、被害が出ている箇所については、応急対策として暫定的な改修の計画を今後考えていきたいというようなことでの話を聞いているところでございます。

暫定改修の詳細等につきましては、県のほうで、ある程度計画等がまとまった時点で、また自治会の皆様にお諮りしたいというようなことで考えているというようなことで、県のほうで聞いているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 あの県道71号線、あの付近は、大雨が降るたびに、必ずと言っていいぐらいに、通行どめになってしまうわけでございます。それで、その上流であります、私どもが住んでいるあたりは、宅地も浸水して大変心配なことがありました。これを解消するには、今、課長が言われたとおり、県のほうでそのような計画を持っているという話を聞きましたので、私も、我々、その武名瀬川流域に住居を構えている者としては、非常にうれしく思う次第でございます。

これと同じようなところなんです、上蒲生南部自治会公民館付近の町道も、県道71号線、あのあたりと同じように、水が出るたびに大変な思いをしています。このところのバイパスの話もあると聞いていますが、これはいかがなんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 今、議員が申されたのは、上蒲生南部自治会の公民館の裏のところだと思います。この場所については、一級河川武名瀬川と普通河川武名瀬川がちょうど合流するところで、ここの地点についても、集中豪雨のときには洪水の被害がたびたび出ている箇所でございます。こちらにつきましても、県のほうで、先ほど申しましたとおり、応急対策としての暫定的な対応を今のところ計画をしているというようなことで聞いているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 ほんとうに南部公民館のところも、すごく水が出ると大変な思いをして、付近の人たちは大変な思いをさせられております。そこに、応急措置的であろうとも、そういった考えのもとに何とか水を処理してくれる、そういう設備をつくってくれるということは、ほんとうにいい話だと私は大歓迎しております。

また、サイヤ橋下流の十三塚自治会の西側、中州がありますが、その場所が調整池になるとの話、これはどうなんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 こちらの箇所についても、先ほど来、申しています暫定的な措置の計

画の中に含まれているというようなことで聞いておるところでございます。また、実施時期等とか、また方法等については、まだこれから検討するというようなことで話を聞いているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 武名瀬川は一級河川ということで管理は県のほうでやっているわけですが、とても私たちが聞いている範囲内では、私の年、現在、75歳であります、私が生きている間には到底、サイヤ橋までは到達しないだろうというようなことを聞かされていまして。ところが、最近になって、風の便りに、国の予算が武名瀬川に、かなり大きな額がついたという話を聞いております。まだ、県のほうでこの予算等の審議はされていないわけでありましたが、もし、差し支えなかったら、町長、そのあたりのことを、なるべくわかりやすく教えていただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、県の事業、国の交付金事業でありますので、県のほうで事業主体となってやっていただきます。それで、県のほうに国からの補助金があり、そしてそれがどこに予算づけをするかというのは県のほうで決めていただくこととなります。ここ5年間で、県土整備委員会の重点項目4回、3年連続、要望させていただきました。知事のところで、また県土整備部長のところにも頻繁に伺って、町の今の現状を理解をしていただく、また、国土交通省本省のほうにたびたび出向いて、また、その予算をつけていただく財務省のほうにもですね、お話を聞いていただく機会をいただいて、今の現状を説明申し上げ、そしてその予算づけについてお願いをしているところです。財務省、国交省本省に行くときには、県の河川課の課長なども一緒に同席をしていただいて、そのような予算要望活動をしてまいりました。

ここのところ、平成6年から始まって、先ほど、進捗率約50%ということでしたが、ここのところの豪雨災害、またゲリラ豪雨等の状況を見ますと、一日たりとも時間に余裕はないというふうな状況でお話をしていたところ、こういった要望活動が実を結んだのかどうかわかりませんが、この補正予算ですね、相当量の事業量を確保できる模様と、まだその県の議会が議決を得ていませんのではっきりしたことは申し上げられませんが、そんなふうな模様というふうな話は伺っております。事業をしていただく場合には、宇都宮土木事務所が管轄となります。ただ、本庁のほうは河川課のほうですが、宇都宮土木事務所の幹部職員の方々、また、河川課の幹部職員の方々とは、私も頻繁に足を運んでおりますし、今週の月曜日にも、河川課長からも電話をいただいて、いろいろ意見交換をさせていただいたところでございますが、そういったことで、武名瀬川に今まで以上の予算がつくよう、今、努力しているところでございます。

○議長【田村 稔君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 星野町長が、この武名瀬川の実情をよく把握して、ほんとうに真剣になり、考えてくれて、県の役人とともに国交省のほうに陳情に参られていた、その結果が、今、町長が述べられたような、そういう結果に基づいたのだと、私は理解して、ほんとうに町長、ありがとうございました。

何か、私が聞いているところによりますと、今までの数年分分の予算がついたような、そういう話も聞いております。私たちも、武名瀬川沿岸の住民にとりまして、一刻も早い完成が待たれるわけであり

まして、ほんとうに上三川町でとってくださるその行動はすばらしいと、私は思います。

それに当たりましては、工事がスムーズにできますように、その地元の環境は整えなければならないと考えております。私も、地元武名瀬川のことでもありますので、私にできることは、少しでも周りの人たちに呼びかけて協力できるような、そういう体制はとりたいと思いますが、町の担当課、また執行部、今後ともひとつよろしく、その点を十分考えに入れてくださいます。今後やっていただきたいと思っております。平成29年度の補正予算で武名瀬川の改修が大きく進行するということは、完成予定が大きく短縮されるということでもありますので、ほんとうに楽しみでございます。

次に、3点目について質問いたします。

一級河川である武名瀬川は用水にも使用されています。治水の管理は県、利水の管理は地元上三川町、そして土地改良、用水組合なわけではありますが、河川改修によって用水の安全確保は大変大事なことだと思います。これらのことで、農業振興課をはじめとして、関係各位は十分な打ち合わせをして、この事業を施行する栃木県に対して、いろいろ要望を突きつけておく必要があると思いますが、この点について、産業振興課長、どのようにお考えでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 このたびの武名瀬川の改修につきましては、その区間に農業水利施設であります頭首工、5カ所ほどあるということで、町のほうは認識してございます。この頭首工の管理につきましては、土地改良区なり用水組合が管理しているというような状況にございまして、河川改修工事にあわせて、先ほど、答弁でもさせていただきましたが、補償工事として実施してございます。そのようなことではございますので、頭首工の改修に当たりましては、事業主体である栃木県と用水組合とが協議した中で改修を進めているというような状況にございまして、町が直接タッチしているというようなことはございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 土地改良にしても用水組合にしても、上三川の1団体でありますので、そのあたりを統括するのは産業振興課だと私は思いますが、ただいま、課長が言われたように、産業振興課の役割はすごく重大であると私は考えています。なかなか、あの、用水組合の役員の人たちは、農業をやっているながら、そういった役所にいるわけではありますが、交渉そのものは素人でありますので、そのあたりは産業振興課あたりが指導していただかないとなかなか思ったことが言えないというようなことがありますので、そのようなことがあったときには、ぜひ、指導をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 農業用水利施設につきましては、今、米等を生産するための基盤となっている施設でございます。こうしたことからですね、土地改良区なり、農業用水組合等から町に対して相談があれば、その際には、町としても用水組合との協議等には乗らせていただきたいと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 7番、高橋正昭君。

○7番【高橋正昭君】 なるべく早い、武名瀬川河川改修工事が、一日も早く完成するよう願って、私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後1時37分 休憩

午後1時49分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復しまして会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 7番・高橋正昭君の質問が終わりましたので、順序に従い、4番・神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 それでは、ただいまより、通告順序に従い、3項目質問します。

まず、全国瞬時警報システムJアラートからの情報伝達に対する対応について、5件伺います。

昨年、2017年度に北朝鮮の発射したミサイルは15回、合計20発が発射されております。ほとんどは日本の排他的経済水域の外に落下していますが、2発は北海道上空を通過し太平洋に落下しました。栃木県の上空をミサイルが通過する可能性があるとして、国から全国瞬時警報システム、Jアラートでミサイル発射情報が提供されたことは記憶に新しいところでございます。また、核実験を実施して、大陸間弾道ミサイル装置用の水素爆弾の実験に成功したとする発表がありました。Jアラート発令についても、私も自宅で携帯電話のメールやテレビなどでの情報を取得しましたが、8月、9月の両日とも、ミサイル発射の時間帯が早朝であったことにより、寝ている方や登校時間と重なり、Jアラート情報が届かなかった方もおられると思います。そんな中でも、瞬時にどのような行動をとってよいのか不安な状況になり、混乱したと考えます。

そこで質問ですが、1つ目に、Jアラートが実際に流される情報はどういったものがあるのか。

2つ目に、Jアラート発動時にどのような方法で町民に対し伝達するのか。

3つ目に、登下校時の生徒、児童に対する周知方法はどのようになっているのか。

4つ目に、有事の際の避難行動、避難先、また身を守る方法について、周知はどのようになっているのか。

5つ目に、学校や保育所などの教育現場等での訓練は実施しているのか。

以上、5項目を伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

Jアラートによる情報は、大きく分けて、気象庁が作成する気象に関する情報——これは大雨警報や地震の震度情報などでございます——と、内閣官房が作成する有事に関する情報、今おっしゃいました、

弾道ミサイルなどの飛来に関する情報がございます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

本町では、Jアラート情報を受信後、自動起動機により、かみたんメールを使い、町民の皆様へ伝達を行っております。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

登下校時、児童生徒が自宅を出てから学校に到着する、あるいは、学校を出てから家に到着する間は、Jアラートの情報を知ることができない状況にあります。地域の方々との連携と、町全体として考えていく必要があると考えております。

なお、上三川町校長会では、登校時にJアラートが発報された場合の対応について、保護者宛に統一した通知文を発出しました。主な内容は、避難行動を最優先とし、Jアラート発報時は、児童生徒は自宅待機としております。各種情報をもとに安全が確認でき次第、保護者の判断により登校させることとしました。また、在校時に発報した場合は、帰宅するまでの児童生徒の身の安全や、通学路を含む道路状況等の安全が確保されるまで、学校で待機することを原則としています。

次に、ご質問の4点目についてお答えいたします。

有事の際の避難行動や身を守る方法については、町ホームページにおいて周知を行っているところでございます。

次に、ご質問の5点目についてお答えいたします。

町内において、Jアラートに限定した避難訓練を実施した学校は1校となります。しかし、町内全校で火災や地震、竜巻、水害等を想定した訓練を年に3回から4回実施しております。これらの訓練は、有事の際に対応できる内容となっております。町内の保育所についても、Jアラートに限定した訓練は実施していないものの、年に3回から4回、火災、地震、竜巻、水害等に対する訓練を実施しております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは、再質問をさせていただきます。

日本を取り巻く国際情勢や自然災害についてもですね、今、何が起こってもおかしくない状況の中、町民の皆様の生活に多大な影響を及ぼす事象に対して、町民の皆様に情報を伝える役割を担う行政として、携帯を有しない方々、情報を取れない方々、先ほど、登校中の生徒たちの方々に対してどのように伝えるのか、どういうふうに考えているのかというのを、もう一度お聞かせ願えればなというふうに思います。お願いします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの質問にお答えいたします。

町長答弁にもありましたとおり、現状では、携帯を有しない方にJアラートをお伝えする方法というのは、ないのが現状でございます。今後の課題ということになりますので、既存の施設を有効利用して伝えるということ言えば、消防のサイレンのほうを活用していきたいと。ただ、現状では、Jアラートの情報につきましては、石橋消防組合のほうには直接行っていないという事実がございます。その辺

は、国の施策としまして、Jアラートの整備を各市町村には義務づけしているんですが、消防組合までは義務づけされていないということもあるようですので、石橋消防組合の体制も含めて、今後検討していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今、消防のサイレンと連携をすることが可能であるかもしれないということなので、ぜひ、検討していただいて、ほんとうに携帯を持っていない方、また、テレビを見ていない方もすぐにわかるようにですね、何か警報というか、お知らせ願えたらなというふうに思います。

それと、また、今回のミサイル発射では、身を守る方法では、「ミサイルが発射された模様です、頑丈な建物の中や陰に避難してください」というコメントが流されましたが、残念ながら、本町では、建物に身を隠す場所が多くありません。

そこで、本町に即した具体的な避難行動を、情報発信はされていますでしょうか、お聞かせください、お願いします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまの質問にお答えいたします。

Jアラート、有事の際、簡単に言いますと、有事というのは、他国からのミサイルを前提にしている話かと思えます。その場合ですね、当初、頑丈な建物への避難という説明がございましたが、最近では、そういう施設がないところではどうするんだという意見がかなり出ておまして、対策というか、その場合の体勢ですね、言われているのが、こちら、町のホームページでは不十分な部分もありますので、国のほうのホームページにも飛べるようにしてあるんですが、基本的には、体の姿勢を低くして、丈夫そうな建物に身をひそめると、なるべく体勢を低くすると。それで、頭を保護するようにしなさいというのが、有事の際での避難行動ということが言われております。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ということは、今現在はですね、あまりそういった、我が町に即した避難方法というか、そういうのはまだ流されていないということによろしいんですね。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、頑丈な建物へ避難のテロップにつきましては、Jアラートのほうから、国から流れてきているものですので、その部分について町のほうで追加するとか、そういうことではないんですね。自動配信ですので、国から町のJアラート通信施設に入ったものを、そのまま携帯、かみたんメールを登録された方に配信しているというのが実情でございます。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ちょっと私の質問が悪かったかもしれないですけども、身を隠す方法ですとか、避難の方法、こういうふうにしたほうがいいですよとかという、要は、一般的には頑丈な建物の陰に隠れてくださいねというふうにコメントが流されていますよね。そうじゃなくて、我が町に即した、あまりそういう建物とかが多くないので、そういったものを我が町として、こういうふうにしたほうがいいのかというのは、特に流されていないということによろしいんですねという質問です。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい、議員がおっしゃるのは、町独自の部分でそういう情報を流さないというご指摘かと思います。Jアラート関連では流すことは不可能ですが、その部分につきましては、今後、広報等におきまして、ホームページ等、より具体的な表示をするようにいたしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ということで、ホームページ等で、広報紙なんかでも構わないと思うんですけども、そういったところで情報発信していただければなというふうに思います。

また、ミサイル通過時に、ミサイルの液体燃料なんかも発がん性を示す可能性があるという評価されています。そういったことから、危険性もあるとの情報ですので、考えられる事態に対して、周知と訓練もお願いします。要は、ただ身を隠すだけではなくて、通過した後、すぐに建物の中に隠れなさいよとか、そういったところも追加に入れていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから、教育現場に対して、行政の考えを教育現場にしっかり、Jアラート関係を伝えるべきだと思いますが、この辺はいかがお考えですか、よろしくお願いします。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 先ほど町長の答弁にもありましたように、各学校では保護者に対してミサイル等のJアラートが発せられたときの対応をお知らせしているところでございます。また、避難訓練などもやっている学校もありますけども、実施に当たっては、児童生徒に必要以上に不安をあおり立てないような配慮も必要であるというようなことも言われております。それらを踏まえながら、各学校では、一般的な対応の仕方については指導をしているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 教育現場におかれましては、まだ1校だけしか避難訓練とかやられていないということでしたので、そういったところも踏まえて、これから推進していただければなというふうに思います。また、Jアラートについては、ほんとうにいつ来るかわからない。また、去年も年2回、Jアラートが鳴ったということがありますので、またこれから国際情勢もどうなるかというのがほんと、心配になっていますので、ぜひ、町の考え方を町民の皆さんに伝えてもらえればなというふうに思います。

町民の生命、身体及び財産を保護する責務を十分に果たしていかれますよう要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

それでは次に、ドローン、小型無人機の活用について伺います。

小型無人機ドローンは、航空法における無人航空機であり、無線なので遠隔操作して飛ばす無人機の通称です。プロペラの風を切る音がハチの飛ぶときのブーンという羽根音に似ていることから「ドローン」と名づけられたそうです。

平成27年4月、首相官邸屋上で発見された事件や、同年5月に、長野県善光寺で行われた中日庭儀大法要の最中、境内にドローンが落下するなどの契機に、一気に注目度が上がった経緯があります。その最初の印象が強かったことから、どちらかというと、悪用されるケースが懸念される節があるものと感じています。

しかしながら、新たな飛行ルールや罰則を盛り込み、航空法を改正、強化し、一定のルールを定めら

れました。そして、ドローンは、さまざまな分野における活用の可能性に着目され、無限な広がりを見せています。その機動性や性能から、利用の仕方次第では大きなチャンスを生み出せるものではないかと考えています。本町においても、防災面でのドローンの活用は情報収集に非常に有効と考えますし、さまざまな活用があると思います。

そこで、質問します。多くの自治体がドローンの活用を本格化している昨今、本町において、ドローンを導入し、活用する考えはあるか、お聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

ドローンは、どこからでも飛ばすことができ、人の目の届かない箇所に近づいて、対象物の点検や確認等ができることから、その有用性についてすぐれていることが実証されており、他市町において、ドローン関連団体等と災害時の協定を締結している地域もあるようでございます。そういったことから、本町といたしましても、災害時の運用や、その他の分野での利活用も含め、今後、庁内で調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 答弁ありがとうございます。ドローンを活用していただけるといような答弁をいただいたんで、うれしく思います。各課長にお伺いしたいと思います。

まず、総務課長、お願いします。災害現場の状況把握や人命救助など、災害対策におけるドローンの活用推進と関係機関との連携の強化といったことについてはどうでしょうか。例えばですね、災害時に人間がすぐにたどり着けない場所でも、ドローンであれば容易にたどり着くことができます。このメリットを生かして、災害状況の確認や情報提供を迅速に手に入れて、災害救助までの時間を短縮することもできるようですが、このようなことに対していかがお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

ドローンの活用としましては、町長の答弁にもあったとおり、災害対応のほか、そのほかの分野でも考えられるかと思いますが、私のほう、災害対応をメインにご答弁させていただきたいと思います。災害対応という意味で言いますと、町が直接導入する方法と、災害救助のメインになります石橋消防組合が導入をする方法と二通り考えられるかと思いますが、そういう意味では、実際の有効性自体は、ある程度認められているわけですが、現場に導入したときの維持管理、また、当然、操縦のパイロットを養成する必要がありますので、そういうこと含めた上での有効性を考えていかななくてはならないということで、災害対応としての導入に当たりましては、石橋消防組合等とも協議を進めた上で検討していきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 ぜひ、災害のほうに関しては、そのように考えていただければと思います。ただ、町役場として何かそういった人材育成をして、そういったパイロットなんかも育成しておければ、

全ての課に関してメリットが出てくるんじゃないかなというふうに思っています。

例えば、次に、産業振興課長に聞きたいんですけども、例えば、観光分野や農業振興での取り組み、シティプロモーションにおける活用はいかがお考えになりますか、というところで、例えば、ドローンを使って農薬散布をすることもできます。また、ドローンを活用して、幅広い農地面積に農薬を散布することができて、大幅なコストカットが実現できるようになります。また、今、高齢化が進んでいる我が町に対しても、農家の方々には大変助かる活用方法だと思いますが、いかがお考えになりますでしょうか、産業振興課長、よろしくをお願いします。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 それでは、まず最初に、観光におけるドローンの活用ということでございますが、観光PR用の動画の撮影などの活用が考えられてございます。ただ、利用頻度を考えますと、観光だけでの導入ということでは、十分な活用ができないというような状況にございますので、庁内全体での利活用を調査研究する中で、観光分野での活用についても検討すべきだと考えてございます。

また、農業分野における活用ということでは、ただいま議員が申されましたように、農薬散布での有用性、これが期待されているという状況にはございます。ただ、何分にも吹きつける力が弱いというようなことがございまして、所定の場所以外への飛散や濃度にむらが出るというような課題も指摘されているというような状況にございます。こうしたことから、農業分野でのドローンの活用推進につきましては、今後、活用実態の調査を行うなど、有用性について調査研究をしてみたいと考えてございます。

また、町でのドローンの導入ということでございますが、これにつきましては、農業機械の一つとして、個々の農家が経営規模など、経営状況を踏まえて導入することが好ましいということで町としては考えてございますので、町で導入するというようなことは、現在のところ考えてございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 わかりました。じゃあ、もう1点ですね、都市建設課長にお聞きしたいと思います。道路ですね、また橋梁、河川の点検などについてはいかがお考えでしょうか。例えば、ドローンを使ってさまざまな場所を測定することができるようです。ドローンによるレーザー測定でさまざまな場所を短時間で測量も可能です。ドローンの測定の分野は、大幅な時間短縮とコストカットにつながる。また、ドローンを点検に活用する取り組みを行われています。ふだん、なかなか点検できない場所も、ドローンであればあっという間に点検ができてしまいます。点検作業が容易にできるということは、点検する回数も増やせるので、その分、安全性も増します。何より、現場の方の負担が大幅に減ると考えますが、いかがお考えでしょうか、お願いします。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 ただいまのご質問にお答えします。道路、橋梁、河川等の点検等でも活用できるんじゃないかというふうな議員のご質問でございます。そういう中で、今現在、町では橋梁点検というものの法定点検を行ってございます。そういうふうな中で、原則ですね、橋長が短い、職員でもできる橋については、職員が直接、近接目視をして、そのコンクリート等の打診を行い、コンクリ

ートの劣化等の状況等を判断するような点検を行っている。橋長の長い橋で、到底、職員が行ってはいけない、見ることができないような橋梁については、民間の専門業者のほうに点検等の委託を行っているところがございます。

そういうふうな中で、民間の専門業者においては、もう既に山間部とか、なかなか人が立ち入れられない橋梁等の点検等については、一部、そういうふうなドローンを使った点検などについても行われているというふうなことは聞いております。しかし、橋梁点検については、目視だけではなくて、打診を行って、そういうふうな、コンクリートの劣化とかボルトの破損状況等を確認しなくてはならないというような状況もございまして、その点検方法とか、点検の技術の開発については、今現在、産官学が一体となって進めているというような状況でございます。

当然、こちらのドローンでの、そういうふうな点検等が実用化されれば、議員が申したとおり、安全性とか、作業の軽減化が図れるものだというふうに考えてございます。しかし、まだまだこれからの技術というふうなことでございますので、今後もそのような動向等を注視しながら、有効的な活用について、調査研究はしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。ということで、各課でも、またほかの課でもいろいろ活用ができるんじゃないかなというふうに思っています。ですので、1つの課に集中して、例えば、ドローンのチームをつるんじゃなくて、ドローンの新しいチームというか、そういうのを人材育成してもらって、いろいろな課にまたがって仕事をするという、そういったこともできるんじゃないかなと思いますけれども、そういった意味で、町長、お考えをちょっと伺い願えればなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 今、各課長が答弁させていただいたとおり、まだまだこれから研究をしていかなければならないところがたくさんあるかというふうに思います。どんなふうなことができるか、他市町の例も踏まえながら、これからまた調査研究を続けてまいりたいと思います。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 では、ドローンについては、これからのほんとの技術ということになりますので、ぜひ、前向きにご検討願えたらなというふうに思います。ドローンの活用が進むにつれて、機体の進捗以外でもさまざまな技術やサービスが開発されています。安価に、簡単にダイナミックな映像や写真を撮ることが可能になった空中撮影を中心から、新たに今度は分析、解析、蓄積を前提としたデータ取得のためのデバイスとしての発達が、今後さらに進むことが予想されます。機体も安定して飛べることが当たり前になり、用途ごとにさまざまなバリエーションが出てくることになるでしょう。ぜひ、本町としてもご検討をよろしく願いいたします。

それでは、最後に、かみたんメールの活用について3項目伺います。

私もですね、日ごろから、上三川住民に対し、かみたんメール登録を進めています。地方自治体の危機管理において、地域住民への迅速な情報伝達手段は、防災行政無線、テレビ、無線LAN、ホームペ

ージ等々ありますが、その中で、携帯電話へのメール配信は、手元にすぐ届き確認ができますので、有効な手段と考えています。

そこで質問です。1つ目に、かみたんメールの登録件数は何件か。また、昨年から増加はしているのか。

2つ目に、かみたんメール発信の選別はどのようにされているのか。

3つ目に、かみたんメールの今後のさらなる活用方法はどのようなものがあるのか、以上3点、お願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

かみたんメールにつきましては、気象情報や特殊詐欺情報などの防災・防犯情報、避難指示などの緊急情報、町からのお知らせなどの生活イベント情報といったものを町から配信することを目的に、平成24年10月から配信を開始しております。メールを受信するには登録が必要となりますが、その登録者数は、平成29年2月1日現在では3,975人、平成30年2月1日現在では4,439人となっており、464人の増加となっております。登録者数の急激な増加はないものの、情報手段、情報伝達手段として、今後も引き続き登録者数の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

かみたんメールの配信は、配信する時期や内容を検討し、各担当課の判断により配信しているところでございます。配信するための基準といたしましては、上三川町情報メール配信システムガイドラインが制定されており、庁内で統一したルールといたしましては、かみたんメールを配信する場合の件名、本文作成に関しての注意事項に基づき配信を行っております。今後も、わかりやすいメールの内容で配信ができるよう、引き続き調査研究をしてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

現在、町の情報につきましては、かみたんメールのほか、ホームページやフェイスブック、「広報かみのかわ」などを活用し配信しているところでございますが、これらの情報を収集する方法としては、年齢などの条件によって異なっているものと考えております。

かみたんメールの活用方法といたしましては、ホームページから情報を得られない方たちが情報を得る手段の一つとして、今後も防災・防犯情報による注意喚起や避難勧告、避難指示などの緊急情報とともに、イベントなどの情報を配信することにより、ホームページと同様、情報の発信源としてかみたんメールを活用してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 かみたんメールですね、登録者数4,439人、平成30年ですね、ということを知らせていただいたんですけども、大体、上三川町の世帯数が1万1,000世帯ぐらいということなんで、大体40%ぐらいになるのかなというふうに思います、登録、世帯数で割るとですね。そうすると、先ほど、Jアラートなんかでも防災の情報を発信するよと言ったんですけども、40%のおう

ちにしか届かない、防災の連絡が届かないというようなことになりますので、一気に2人、登録されてるところもあるのもっと低いのかもかもしれませんけども、そういったことになります。こういった意味でも、かみたんメールの登録をしてもらう目標数みたいなものを決められているのかどうか。また、それに向かって手段を打っていらっしゃるのかどうか、お聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 かみたんメールの登録者数の目標でございますが、町のほうのですね、行革の中の一つとしまして実施してございます集中改革プラン、これの中で、かみたんの登録者数につきましては目標を設定してございます。ただ、目標につきましては、先ほど、平成28年度で2,851人、27年の4月1日、この計画をつくったときに、まだそれだけの登録者の数だったものですから、平成32年度においては、一応、4,000名で登録のほうの目標を掲げてございます。今、見ると、29年度、30年の2月1日現在ですね、これで4,439ということで、目標は若干上回ったという状況にはございますが、今後もこれにつきましては、今、議員おっしゃるようになりますね、必要なツールの一つだというふうに考えてございますので、また、今後も引き続き、登録者数の増加のほうを目標に推進していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 4番、神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、ありがとうございます。目標を4,000件ということで上回ってはいますけども、何かちょっと目標値が低いんじゃないかなというふうに今、感じています。先ほど言ったとおり、1万1,000世帯で40%というのは、少しちょっと低いかなというふうに思いますので、さらなる登録件数増加に向けてお願いしたいというふうに思います。

町民に対して、情報提供ツールとしては、先ほど申しましたとおり、ホームページはPCを立ち上げないと確認ができない、ホームページが確認できない、結構面倒なんですけども、メールは、手元にすぐ情報が届くということで非常に便利なツールでありますので、利便性、また重要性ですね、先ほどの防災なんかの連絡も行くんですよというところを大きくPRしてもらって、多くの方に登録をしていただき、今後もですね、町民の皆さんが必要と考える情報の発信を、ぜひ、お願いしたいというふうに思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午後2時28分 休憩

午後2時42分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりましたので、順序に従い、14番・稲葉 弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 最後の一般質問ということで、お疲れのところ、どうぞよろしく願いいたします。

私は、5点について質問をさせていただきます。町執行部の明快なる答弁をお願いしたいと思います。

まず、第1点は、新生児聴覚検査についてです。(1)として、町としての助成の考えはあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

療育が必要と言われる中程度の両側聴覚障害を持って生まれてくるお子さんは、1,000人に1人から2人とされており、新生児に聴覚障害があると、その後の言語発達やコミュニケーション能力に影響を与えることとなりますが、聴覚障害を早期に発見し、適切な療育を受けることができた場合には言葉の発達を伸ばすことができるとされており、

本町におきましては、この聴覚障害を早期に発見し、早期の療育につなげる目的から、平成30年度から新生児聴覚検査に係る費用の助成を始めたいと考えております。助成の対象となるのは、聴覚検査の初回検査と、初回検査で再検査となった場合に受ける確認検査で、助成の金額は、新生児1人当たり5,000円を上限に考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは質問なんですけれども、今年度から実施するというので、交付金ということで10万、予算を組んでおりますけれども、これは1人5,000円ということになりますと、予算、まだまだ足りないと思うんですけれども、それをどういうふうに考えているのか、お聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

来年度、平成30年度からの実施ということで、今回、予算のほうに上げさせていただきましたのは、まず、医療機関で受診した場合、そちらに払います、こちらは委託料で予算を取ってございまして、こちら260人分、130万円。それと、先ほど議員のおっしゃいました、償還払いに対します交付金ということで20名分、こちら10万円ということで、両方で280人分、140万円のほうを今回の予算のほうへ計上させていただいております。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 そうしますと、十分対応できるということで、そういうことでよろしいんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 健康課長。

○健康課長【梅沢正春君】 ただいまの180人分につきましては、上三川町内で妊娠届を届け出た方、それと、あと、町外から転入される方、そちらを含めまして180人ということで見積もっております。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 はい、わかりました。ぜひ、今後よろしく願いいたします。

それでは、2番目の問題について質問をさせていただきます。

(1)として、特別徴収額決定通知書において、総務省は、マイナンバーは当面、記載しないということが明らかになりました。そういうことで、町の対応はどうなるのかということをお聞きさせていただきます。

そして、(2)は、今まで誤送付や事業所での問題はなかったのか、この2点をお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、平成29年12月26日に公布となり、平成30年度分の個人住民税の特別徴収税額通知を電子的に送付する場合にはマイナンバーを記載するが、書面により送付する場合には、当面、マイナンバーの記載を行わないことになったため、上三川町におきましても同様の対応をする予定でございます。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

今年度は5月に特別徴収税額通知の発送業務を行いました。誤送付等の問題はありませんでした。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、町長から答弁があつたんですけども、今回の改正は、結局、書面での通知のみに適用されるということで、電子記録媒体は引き続き記載されることになっているんですね。ですから、そういう点で、今、改善が求められるということで、やはり、一旦漏れた情報というのは、やはり、もとに戻らないと。そういうことだと思ふんですね。それとあと、事業所においてもですね、どこに保管するかということで、そういう問題ですね、それも出ていますので、やはり、国のほうの方針ということですけども、やはりいろいろな問題点があるということで、町のほうとしてこれからどういうふうを考えているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 この件につきましては、今年の6月議会にも答弁させていただきましたとおり、法令等に従い、国の方針に従い、ということでお答えしています。今回も国の方針が、電子通知のときは記録して、紙ベースのときには空欄ということなんで、そのとおり、上三川町は国の方針にのっとって実施したいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 町としては国の方針に従ってやるんだと、そういうことで答弁なんですけども、やはり、問題になるのは、結局、情報が漏れた場合には大変な状況ですよ。やっぱり、要するに、ほら、全ての今度、あれが露出するわけですから、やはり大変な問題ということで、ぜひ、慎重にやっ

ていただきたい、そういうふうに思います。

それでは、今度、第3点なんですけども、免許証の自主返納制度についてということで、質問をさせていただきます。

(1)として、これまでの町への返納状況と制度見直しの考えはないかということで、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

上三川町運転免許証自主返納事業については、平成22年度より事業を開始し、現在まで115名にデマンド交通の回数券等の報償品を支給しております。返納事業制度の見直しについてですが、事業開始から7年が経過したことから、制度の見直しの検討を始めたところでございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、答弁がございました。平成22年度から実施して、現在115名ということで、返納したということなんですけども、検討するという事なんですけども、具体的にどういふこれから検討するのか。それと、あと、県内の実施状況です。例えば、鹿沼市ではどういふことをやっているのか、わかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問にお答えいたします。

見直しの内容でございますが、1つとしましては、現在、報償品としてお渡ししてありますデマンド交通の回数券、そちら、一通りの1種類でしたが、種類を増やしていく考えがございます。それともう1点として、申請年齢の引き下げ等を考えてございます。

質問の2点目でございますが、県内で実施している返納者への報償としましては、特に目立つのが、鹿沼市、それから矢板市、2市における市バスの無料化でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今ね、答弁があったんですけども、見直しとして回数券を増やすということなんですけども、まあ、返納する高齢者というのは、ある一面では元気なお年寄りだと思うんですね。ですから、そういう点で、今までの回数券というのは、結局、1年ぼつきりですよ。これから増やすということなんですけども、それは、毎年とかね、そういうふうになんか増やす、そういう考えはないのか。そこらのとこ、どういふふうになんか考えているのか、お聞きしたいと思ひます。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 ただいまのご質問なんですけども、私の答弁がわかりづらかったんかと思ひますが、今までデマンド交通の回数券だけ、1種類に限られていたものを、今後は、例えば、いきいきプラザのお風呂の回数券とか、そういうふうになんか種類を増やすという考えでございます。

自主返納される方でも、デマンド交通を使う方だけではないと。そのほかに使いたいという方もいら

っしゃるので、そういう意味で、ほかの種類のものも考えていくというのが見直しの中心でございます。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 まあ、ぜひですね、そういう方向ですね、実施していただきたいということで、やっぱり元気なお年寄りにもっと町を元気にしてもらいたい、そういうふうに、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、第4点なんですけども、国保税の一本化ということで3点ほど質問をさせていただきます。

(1)として、一本化で国保税はどうなるのか、これが1点です。

(2)は、平成27年度、1人当たりの調定額ということで、上三川町は11万9,127円ということで、県内一の高さですけども、一般会計を繰り入れて引き下げの考えはないのかということをお聞きさせていただきます。

そして(3)が、国保の子ども均等割減免で子育て支援の考えはないのかということで、これは第3子からなんですけども、質問をさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成30年度からの税制改正に伴い、都道府県も国保の保険者として国民健康保険制度を担うこととなります。そのため、県では、昨年11月に、安定的な財政運営や市町の国保事業の広域的、効率的な運営の推進を図るため、栃木県国民健康保険運営方針を定めております。その中で、県内の医療費には、まだ地域格差があるため、納付金を算定する上で、各市町の医療費水準を保険料に反映させるとして、本県では、当面、保険税率の統一は行わないとしております。

本町では、運営方針や制度改正の初年度であること等を踏まえまして、平成30年度からの保険税率については据え置くこととし、賦課限度額のみを改正することで本議会に上程しております。

次に、ご質問の2点目についてお答えいたします。

一般会計から繰り入れての国保税の引き下げについてですが、税の公平性や受益者負担の原則、また、法定外繰入ということから、その考えはございません。

次に、ご質問の3点目についてお答えいたします。

第3子からの国保税均等割減免につきましては、現在、県内で実施しているところはございませんので、実施している市町の状況につきまして、今後、調査研究をしてみたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから何点かなんですけども、昨日の質疑で、課長からの答弁なんですけども、市町村の算定方式に基づく、この標準保険料率、これ、答弁なかったんですけども、具体的にどういうふうになるのか、ぜひ、お聞きしたいと思うんですけども。医療と後期高齢者支援分、あと介護分、わかれば教えていただきたいんですけど。

○議長【田村 稔君】 稲葉議員、国保税だけの問題にしてください。

○14番【稲葉 弘君】 国保税の税率、国保税の税率を聞いているんです。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 標準保険税率については、昨日お答えしたように、医療分は6.33%、後期高齢者分が2.33%、介護分が1.67%でございます。これで試算した結果につきまして、町のほうで試算したところ、この試算のとおりにすると、納付額のほうが足りないという試算結果が出ております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から答弁があったんですけども、例えば、医療分ですと、所得と均等割と平等割ということで課税されるんですけど、今までの所得割は7.6が、今度は、この標準税率になりますと6.33なんですよ。均等割は、今までの2万9,000円が、この標準保険料率で出ますと、均等割ということで2万2,458円、平等割は2万6,000円が1万9,086円、こういう数字なんですよ、これは県のほうのあれですよ、試算した資料ですよ。それで、後期高齢者医療分ということで、これは、先ほど課長から答弁があったんですけども、今までの2.2から2.33、均等割ですと、9,000円から9,160円、平等割が6,000円から5,783円、介護分は、所得と均等割ということで課税されますけども、これはですね、1.9%から、所得割が1.67ということで、あと、均等割がですね、1万5,000円から1万3,528円、こういうふうになるんですよ。ですから、今、町長から答弁があったんですけども、据え置きだということですけども、やはり、県の指導からしますとね、据え置きじゃなくてですね、それに沿った税率というのが必要だと思うんですけども、そういう考えはないのかですね、なぜ、県のほうの方針に従わないのかということで、それをお聞きしたいと思うんですけども、どうですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 県のほうの会議でも、この試算というのは、あくまで試算の標準税率ということをおっしゃっていただいて、あくまでも、この納付金が納まるようにということで各市町村、税率のほうを定めてくださいというのが、会議のほうの話でありました。町のほうで試算しましたところ、県の標準税率のほうで出したところだと、まあ、納める額、納付金の額のほうが1億ほど足らなくなるという町の試算になりましたので、今回は税率は据え置きということで、様子を見る形をとっております。また、来年度につきましては、この様子を見ながら検討していきたいと考えています。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 様子を見ながら検討するんだということなんですけど、上三川町の国保税ということでね、県内一番高いということで、これは、ほかの職員あたりが言っている、あるいは、またみんな言っているんですけども、やっぱり一般会計からの繰り入れがゼロだということですよ。上三川が1人当たりの、要するに、何というんですか、あれが結局県内一で、2番目が鹿沼市なんですよ。鹿沼市ですと、1人当たり11万8,820円、これはやっぱり一般会計からの繰り入れをしていない、こういうことですよ。

そういう点で、そういう問題もありまして、それとあと、もう1点は、結局、データヘルス計画とい

うことで、私、これ見たんですけども、要するに、特定健診受診勧奨者の医療機関の受診状況ということで、こういうデータが出てるんですね。これで見ますと、医療機関受診率で、要するに、健診翌日以降2カ月以内の受診ということで出ていまして、上三川が54%で、栃木県が50%、そして国が51.6%ということで高いんですよ。また、健診翌月以降3カ月から6カ月以内に受診した割合というんですか、これが上三川3.8で、栃木県が4.0、同規模町が4.5ということで、国が4.3ということで。あと、未治療者率ということで、健診翌月以降の6カ月も未受診というんですか、これが上三川は4.2、栃木県が2.9、国が3.4ということで、未治療者率ということで上三川はですね、国と県よりも高くなっている、これは実際こういう状況なんですね。

ですから、私はそういう点で、国保税を下げるっていうことはね、やっぱりこれからの健康づくりじゃないですけども、上三川のまちづくりということで大きくやはり影響するということで、必要だと思うんですね。そういう点で、町のほうで、町長のほうでどういうふうに考えているのか、町民の健康づくりですよ、それをお聞きしたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 この問題については、議員と何度かこの議場でお話をさせていただいているとかというふうに思います。今現在も各自治会の総会のほうに出向いて、今、自治会の皆様にお話をさせていただいているのは、この国保税を、額の高い調定額というふうになってしまっていますのは、やはり、それだけかかっているものがあるということでございます。ですので、町民の皆さんが今よりも健康な状況になっていただいて、早期発見・早期治療、そういったところに動いていただく、これが一番大切なことかなというふうに思います。税の公平性とかを鑑みて、法定外繰り入れというのは、今、そういう方向ではなくて、町民の皆さんの健康状態をアップするということです。

このところ、数字として見えていますのは、若い世代、40代の男性なども、非常に数値的によくない、生活習慣病になってしまうような、そういう数字が示されています。また、その社会保険から国民健康保険にかわった方、そういった方がかわった途端に、定年を迎えてかわった途端に病気が発症している、そういうのも特徴にあります。また、今、お話がありました、健康診断の受診率は、ここ数年、県内のトップの受診率の伸び率を示していただいております。これは、町民の皆様が、積極的に健康診断を受けていただいているということで感謝を申し上げますが、実際それで異常が見つかった際、今度、それからの病院への受診率、これが低いということで、早期発見はしているけど、早期治療に向かっていないというふうな現状を、今、各自治会のほうに出向いてお話をさせていただいて、そして、この改善を町民の皆様に訴えているところです。こういったことを繰り返して、町民の皆様の健康度アップに力を尽くしていきたいというふうに思っています。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、町長から答弁があったんですけども、やはり、町民の皆さんが、やっぱり、医療費を結局、お金を心配しなくても医療にかかれる、これがほんとうの健康づくりだと思うんですよ。そういう点で、ぜひ、引き続きですね、この国保税引き下げのために頑張っていただきたいということで、この問題は終わりにしたいと思います。

それで、この3の問題なんですけども、減免ということで質問させていただいたんですけども、今、

答弁で調査研究ということでは、例えば、サラリーマンが加入する被用者保険ということでは、子どもの人数が増えても保険料は変わらないんですね。例えば、国保税の場合ですと、均等割ということで2万9,000円。例えば、3人お子さんがおられますと、8万7,000円、保険料が高くなるということです、加算されるということですよね。ですから、そういう点で、子育ての支援では、やはり、子育て支援というのだったら、こういうところを改善しなくちゃならないんじゃないかと思うんですね。

これは、全国の知事会では、国保の都道府県化、単位化を受け入れる間際ですね、2015年の1月に国への要望の中で要求しております。埼玉県のみみ野市ではですね、4月から第3子全額免除ということで、所得制限なしということで実施しております。対象人員が203名ということで、733万円、1人当たり3万6,100円ということで、医療分が2万5,100円、後期支援分が1万1,000円ということなんですけども、やはり、町のほうでも、これからの子育て支援だったら、こういうところも見直すべきと考えていく考えなのかどうかですね、それをお聞きしたいと思います。どうですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 これについては、議員ご指摘のとおり、そちらの市町村でもやっているというところまでは調べがついております。これについて県のほうに問い合わせしましたところ、減免については、あくまで個々の納税者の担税力のいかにによって決定すべきものなので、条例においてはさまざまな減免事由を、ある程度、抽象的な基準として規定せざるを得ないとしても、納税者の総所得金額等の多寡との画一的な減免基準を設けるのは適当でないという、何か、Q&Aにあるそうなので、ちょっとその辺の関係もよく含めて、制度的なものを検討しながらも、どういったものが上三川町にとってよいかというのは、今後も研究を進めていきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 例えば、第3子から無料化した場合ということで、予算措置というのはどのくらいできるんですか。試算できますか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 人数的なものの把握が非常に難しいところなんですけど、私のほうで、児童手当の比率をもとにざっくりとした算定を出しましたところ、中学校まで実施すると、大体370万円程度が必要になるのではないかとということで試算しております。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 370万円ということでできるんですからね、その気になれば幾らでもできると思うんですね。ぜひ、検討していただきたい、こういうふうに思います。

最後になりました。この第7期後期高齢者支援計画・介護保険事業計画について質問をさせていただきます。

(1)として、認知症初期集中支援チームの体勢と活動状況は、ということで、どのようになっているのか、質問をさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

認知症初期集中支援チームにつきましては、現在、医師、保健師、社会福祉士の計3名体制で活動しております。本年度は16件の相談がございまして、そのうち10件について訪問を行い、認知症初期集中支援対象案件として対応したものは2件でございます。

以上で答弁を終わります。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、答弁があったんですけども、16件ということで、2件対処したということで、10件訪問し、2件を対応したということなんですけど、この問題については、同僚議員が昨年の12月定例議会で質問をいたしました。答弁ではね、要介護認定者のうち日常生活に支障を来す認知症が見られる方は795人ですと、こういう数を言われているんですね。ですから、私は、これから大変な問題になってくると、そういうふうに思うんですけども、2点ほど質問なんですけど、要介護1から5までの認知症の方に、介護施設に通い、あるいは入浴、排せつ、食事、その他の介護を受けるとともに、日常生活上の機能訓練を行う認知症対応型通所介護、あるいは認知症対応型共同生活介護の施設ということで、どこまでできているのかですね、いつまでに行うのか、それをわかればお聞きしたいということと、もう1点は、あつ、ちょっと忘れまして。それを聞きたいと思います。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 認知症対応型施設の整備等につきましては、第7期上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画のほうに載っているところでございますが、必要な施設整備等については町のほうで順次進めているところでございますが、どちらかというところ、この認知症初期集中支援チーム、こちらのほうで対応する案件につきましては、実際の生活の中で、そういった利用に結びつかない中の人たちについて、できる限り、そういった住みなれた地域の中で、よい環境の中で生活していただくということで、疑われる人、そういった人に対しての支援というのを集中的に行ってサービスにつなげる、または支援につなげるということで動いている活動になります。それですので、どちらかというところ、ほんとうの、そういったサービスにつながっていない方に対する支援のほうを行うのが、認知症初期集中支援チームになります。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 私のほうからなんですけど、町のほうでですね、各自治会ごとの認知症の方のですね、そういう数というのは、例えば、把握しているんですか。例えば、どこどこの自治会でどういう方がね、やはり認知症の疑いがあるとか、そういうあれは、具体的に数はわかっていますか、どうなんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 済みません、先ほどの施設について、通所について12名、ふじやまの里、共同生活、グループホームについては36名、こちらのほうが、共同生活のほうはグループホームが既にできているということで、通所のほうは、ふじやまのほうなので30年4月1日から開所ということ

で、こちらのほう、整備のほうが進んでおります。

各自治会において認知症の方の数ということですが、それはなかなか把握できないといいますか、それを拾い上げるために、平成30年度からお医者さんと看護師さん、そういった方が地域に出向きまして、3カ所においてそういった相談会といったものを開き、その中で、認知症検査のためのタブレットを用意しまして、それを住民の方に試していただいて、その中から認知症の初期の方というのを拾い上げて、サービス、支援につなげていこうということで計画しております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 例えばですね、各自治会には自治会長さんがおりますけども、その中に保険の係の方というのがいると思うんですね、まあ、いないところもありますけれども。やはり、そういうところとコンタクトをとってやればスムーズにできるんじゃないかと、そういうふうに考えてるんですけど。それにはやはり、各自治会に対して、それなりの、報酬じゃないですけども、そういう考えはないのかね、どうなんでしょう、そういう考えはないですか、どうですか。

○議長【田村 稔君】 保険課長。

○保険課長【川島信一君】 各自治会に出向きまして、地域の方で、地域のために何がいいかの話し合いを始めているところでございます。今年度と来年度で全部の地区について一応、コミュニティ単位で7カ所、小学校区単位で実施を予定しております。その場面におきましては、そういった健康に関する委員の方々も出ていただいて話をいただくということもあるかと思えます。とりあえずといいますか、今のところにおきましては、そういった地域の課題を地域の中で解決する方策を考える場をつくっていきながら、その中で新たな介護のため、また健康のための地域づくりというのを進めていきたいということで進めております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 まあ、ぜひですね、これから大変な状況になってくると思うんですけども、そういう点で、ぜひね、課としてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 14番、稲葉 弘君の質問が終わりました。

○議長【田村 稔君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。

なお、明日7日も午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後3時21分 延会